

平成25年第4回長与町議会定例会会議録(第2号)

招集年月日 平成25年12月 4日
 本日の会議 平成25年12月 5日
 招集場所 長与町議会議場

出席議員

1番 饗庭 敦子 議員	2番 安部 都 議員	3番 内村 博法 議員
5番 分部 和弘 議員	6番 安藤 克彦 議員	7番 金子 恵 議員
8番 川井 哲雄 議員	9番 森 謙二 議員	10番 西岡 克之 議員
11番 岩永 政則 議員	12番 喜々津英世 議員	13番 佐藤 昇 議員
15番 山口憲一郎 議員	16番 堤 理志 議員	17番 西田 敏 議員
18番 河野 龍二 議員	19番 吉岡 清彦 議員	20番 竹中 悟 議員
21番 山口 経正 議員		

欠席議員

なし

職務のため出席した者

議 会 事 務 局 長 酒井 通博 君 議 事 課 長 浜野 洋子 君
 参 事 中山 庄治 君

説明のため出席した者

町 長 吉田 慎一 君	副 町 長 鈴木 典秀 君
教 育 長 黒田 義和 君	総 務 部 長 中山 祐一 君
企 画 振 興 部 長 山田 譲二 君	建 設 部 長 日野 勉 君
生 活 福 祉 部 長 田島 弘明 君	教 育 次 長 吉村 邦彦 君
水 道 局 長 馬木 信一 君	会 計 管 理 者 松添 高明 君
企 画 振 興 部 理 事 藤田 茂 君	生 活 福 祉 部 理 事 益富 雅彦 君
教 育 委 員 会 理 事 永富 雅徳 君	政 策 推 進 室 長 荒木 重臣 君
総 務 課 長 古賀 洋 君	財 務 課 長 宮崎 望 君
管 財 課 長 山下多喜男 君	税 務 課 長 田平 俊則 君
収 納 推 進 課 長 中村 文彦 君	企 画 課 長 松浦 篤美 君
地 域 政 策 課 長 大津 鉄治 君	都 市 整 備 課 長 道端 和彦 君
管 理 課 長 森 浩平 君	農 林 水 産 課 長 浜口 務 君
福 祉 課 長 西平 隆邦 君	健 康 保 険 課 長 小佐々 司 君
介 護 保 険 課 長 藤井 尚武 君	住 民 課 長 村山 和聡 君
教 育 委 員 会 総 務 課 長 森川 敏幸 君	生 涯 学 習 課 長 和泉 嘉彦 君
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 帯田 由寿 君	水 道 課 長 吉田 邦彦 君
下 水 道 課 長 浦川 圭一 君	会 計 課 長 酒井喜代彦 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 松本 廣 君	監 査 事 務 局 長 村田 和則 君

会議録署名議員

17番 西田 敏 議員

18番 河野 龍二 議員

本日の会議に付した案件・・・・・・別紙日程のとおり

開会 9時30分

散会 16時01分

平成 2 5 年第 4 回長与町議会定例会

議事日程（第 2 号）

平成 2 5 年 1 2 月 5 日（木）
午 前 9 時 3 0 分 開議

日程	議案番号	件名	備考
1	-	一般質問	

(開会 9時30分)

- 議長 (山口経正議員)
皆さん、おはようございます。
ただいまから本日の会議を開きます。
日程に入る前に、昨日の一般質問の中で、西岡議員の質問に対する答弁の訂正の申し出がありましたので、これを許可します。
健康保険課長。
健康保険課長 (小佐々司君)
おはようございます。
昨日の西岡議員の一般質問における私の答弁の中で、問題がありそうな子との不適切な発言がありました。ここでおわびさせていただき、少し課題がありそうな子に訂正させていただきますようお願いいたします。まことに申しわけありませんでした。
- 議長 (山口経正議員)
お諮りします。
これを許可することに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)
- 議長 (山口経正議員)
異議なしと認めます。
日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。
通告順6、堤理志議員の通学路の安全対策について、特別支援教育についての質問を同時に許します。
16番、堤理志議員。
16番 (堤理志議員)
皆さん、おはようございます。それでは、一般質問をさせていただきます。
通学路の安全対策について。
義務教育課程にある児童生徒の通学時の安全確保は、保護者のみならず、町民全体の願いでもあります。そして、町の政策的課題でもあると認識しています。町、教育委員会、保護者、町民全体で考え、懸念される問題については、可能な部分から解消していくことが重要と考えます。本年6月定例議会で、通学路の安全対策について質問をいたしました。時間内に質疑が終了できなかったこともあり、以下の点を質問をいたします。
まず、1点目、災害が発生するおそれがある箇所の現状と対応。
2点目、信号機設置要望箇所の現状と今後の対応。
3点目、不審者の状況と対策。
4点目、見守りボランティア、子ども110番の家との連携体制を質問をいたします。
次に、特別支援教育について質問いたします。
文部科学省によると、近年、特別支援学校や特別支援学級に在籍している児童生徒が増加する傾向にあり、通級による指導を受けている児童生徒も増加しています。義務教育段階において、特別支援学校及び小学校、中学校の

特別支援学級の在籍者並びに通級による指導を受けている児童生徒の総数の占める割合は約2.7%となっています。また、学習障害、注意欠陥多動性障害、高機能自閉症等、学校や生活の面で特別な教育的支援を必要とする児童生徒数について、文科省が実施した調査の結果、約6.5%程度の割合で通常の学級に在籍している可能性を示しています。

こうした子供たちを支えることは、行政と社会の責任です。障害のある子供の教育は、その子供の成長、発達を保障するためのものです。同時にそれは、障害のある人々が社会の構成員として人間らしく生きていく権利を保障されるためにも不可欠です。

そこで、本町での特別支援教育の取り組み状況について、効果的に実施がなされているか、質問をいたします。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

皆さん、おはようございます。2日目でございますけれども、最初の堤議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の3点目、4点目及び2番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会からお答えをいたします。私のほうからは、そのほかの御質問についてお答えをいたしたいと思えます。

まず、1番目1点目の御質問についてでございますが、6月の定例議会で回答申し上げました通学路の安全対策箇所の公表に伴い、今年度補助金の要望を行いました。公表内容につきましては、記載されているとおりの箇所と現状は把握をしておるところでございます。

災害が起こりそうな箇所につきましては、公表しております通学路の状況から見て、交通量の問題、道幅が狭い、歩道がない、見通しが悪いなどの指摘状況が大半を占めており、災害により人的被害が及ぶ箇所ではないように思われますが、毎年度、各コミュニティーや各民生委員、各学校、各自治会より通学路を含む危険箇所の調査を行い、要望書が寄せられておるところでございます。その要望書により、関係各課により対策の回答を行っております。

今後も要望に沿えるような対応を行ってまいりたいと考えております。

次に、2点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

信号機設置要望箇所の現状と今後の対応につきましては、毎年、自治会等からの要望や各小学校区の関係団体による通学路における危険箇所調査が実施され、その結果、信号機設置の要望として町へ提出をいただいております。

設置要望箇所の現状と今後の対応につきましては、平成24年度末現在、町内で14基の信号機新設要望と4カ所の改良要望があり、時津警察署へ設置要望等を行っているところでございます。成果としましては、時差式信号機や視覚障害者信号機への改良等2カ所が実施されております。

町といたしましては、今後とも時津警察署へ要望を行ってまいりたいと考

議長
教育長

えております。以上でございます。

(山口経正議員)

教育長。

(黒田義和君)

の3点目、不審者の状況と対策について回答いたします。

今年度に入ってからの不審者で警察に通報した事案が4件あっております。内容は、声かけ事案や追いかけて事案や痴漢行為等でございます。そのうち1件は逮捕されたという連絡をいただいておりますが、ほかはまだ捜査中というところがございます。

これとは別に、時津署管内で発生した不審者情報が、時津署安全メールというもので各学校及び教育委員会にファクス送信されますが、ことしは痴漢に注意とか、声かけ事案などが4回ほど送られてまいりました。各学校では、ファクス送信されたその都度、担任が学級で注意を呼びかけたり、場合によっては保護者向けにプリントを配布したりして、安全対策に努めております。

また、年間2回ほど、学校警察連絡協議会を開催し、時津警察署から指導を受けたり、時津署管内の情報を共有したりして、子供たちの指導に生かしているところがございます。

4点目の見守りボランティア、子ども110番の家との連携でございますが、見守りボランティアは、コミュニティー連絡協議会や青少年育成協議会、PTA、学校などが中心となり、会員を募集し、全ての地区で指導していただいております。ボランティアの皆様には、暑い日も寒い日も毎日、登下校時に街頭補導をしていただいております。さらには、不審者へも目を配って、子供たちの安全・安心を見守っていただいておりますが、本当にありがたく、感謝しているところがございます。

また、110番の家は、町内で369件ほど登録していただいております。緊急時の対応はもとより、日々の抑止力にもつながっているものと考えています。各学校では、年度末にありがとうの集いなどを開催し、日ごろの感謝の思いをあらわすとともに、子供たちが手紙などを書いて、お礼の気持ちを伝えているところもございます。

の特別支援教育について回答いたします。

特別支援教育とは、障害のある子供の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、子供一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、もしくは克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものがございます。この特別支援教育が学校教育法に位置づけられ、平成19年度から全ての学校において、全ての教員で障害のある子供の支援をさらに充実していくこととなりました。

先ほどは、義務教育段階において特別支援学校または特別支援学級に在籍及び通級指導を受けている児童生徒の割合は、全国で約2.7%と言われましたが、本町においては、これが約2.4%となっております。また、通常学級に在籍しながら、学習や生活面で特別に支援を必要とする児童生徒は、全国で約6.5%の割合で在籍している可能性があるとおっしゃいましたが、

本町においては、約5.9%ほど在籍しております。いずれにしましても、これらの割合は国も本町においても、年々増加の傾向にあります。

このような現実を踏まえた本町での取り組みでございますが、特別支援学級につきましては、やっと全ての小・中学校で知的障害、あるいは情緒障害の学級を開設できるところまで達成できました。また、通常学級に在籍し、特別に支援を必要とする児童生徒のために、町の予算で特別支援教育支援員を現在14名配置していただき、大きな効果を上げているところでございます。この支援員制度は、平成19年度から交付税措置の対象としてスタートいたしました。本町においては、県下のどの市町にも負けない手厚い措置をしていただき、教育の町長与として、きめ細かな指導を可能としているところでございます。

また、本町では、平成14年度より、小学1年生を対象とした生活支援のために、教員補助員を1名ずつ配置していますが、これも特別支援教育支援員同様、大きな効果を上げているところでございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

再質問のほうで、私は、災害の性質、災害の種別で、ここの状況をつかんでいるかどうかというのをお尋ねしようかと思いましたが、先ほど町長の答弁のほうで、その点については詳しく御説明をいただきましたので、省略したいと思いますが、前回質問をした後に、伊豆大島で大規模な台風災害がありまして、ああいうことを見ますと、現状の今までの対応でいいのかというのをやはりどの自治体でも考えたんじゃないかと思うんですが、あの伊豆大島の災害を受けて、町として何らかの今後の課題といいますか、見直すべき点等々について何か考えがあるようでしたら、そこを、あれば、御回答いただければと思いますが、例えば大規模な想定外のああいう土砂災害が長与で起きるのかわかりませんが、そういった場合の対応等々、何か考えるところがあれば、お話をいただきたいと思えます。

議長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田愼一君)

今、議員がおっしゃったように、災害はいついかなるときに起こるかわからないというのが災害でございます。したがって、日ごろから、特に災害が起こるようなところ、国道とか、県道、赤道ですね、そういったものの点検、そして長与町の路線というものについて、日ごろからその部分については、各関係各位と緊密な連絡をとりながらやっていくということで、そういった日ごろのそういったものが、こういった災害時に役に立つものであるというふうに考えております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤 理志議員)
あちらのほうでは、そのときにちょうど町長が不在、それで出張したのがよかったのか悪かったのかというような議論もありますけれども、例えばそういった場合の対応がどうなのかとか、それとか、今まで想定できなかったぐらいのそういう大規模な土砂、豪雨ですね。長崎の場合は、以前に7・23の水害もありますから、一定のノウハウはあるかもしれませんが、やはり災害を受けて、それを長与に当てはめて、ぜひやっていくということが、検討していくということが必要じゃないかというふうに思います。

それから、次にお伺いしたいのが、いろいろ災害危険箇所、通学路の災害危険箇所はあろうかと思うんですが、その中でも、町として特に優先的に、緊急に手だてが必要だという判断しているような場所ですね。ここについては、例えばこういった場所があり、それはどういうふうな対応を考えているか、この点をお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)
公共施設の道路、河川を主に話したいと思います。まず、第1番に考えるのは、そこに甚大な被害があると想定される1級、2級、道路でいえば1級、2級でございますが、高齢者、それから幼児等の弱者が多く通る路線というのは把握しておりまして、その辺については、常時パトロールとか、そういうふうに対応している状況でございます。

それから、河川につきましては、山間部と都市部とございますが、都市部については、ある程度区画整理等で整備されておりますけれども、その上流部分につきましては、人家の多い箇所というものにつきましては、日ごろより注視して見守っておる状況でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤 理志議員)
では、ちょっとちなみにお伺いしたいんですけれども、例えば長与川で二丁間付近と、平らな地域があります。三彩、二丁間ですね。例えば長与町の場合に、どのくらいの降雨量があったら、あのあたりが浸水被害が発生するとか、そういったそのあたりの降雨量のデータとかというのは持ってらっしゃるのかどうか、このあたりはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野 勉君)
済みません、今ここに手持ちでございませぬし、宙には覚えておりませぬが、それぞれの流域におきますその地点の流量というのは、管理者であるところで把握しております。それから、今想定されました、どのくらいの量で危険というのは、住民皆様におきまして、橋梁とかに添架してある水位表というのがございます。あれを目安に、危険水位とかあります。それと、あと、

例えば河川の種別によりまして、流域によりまして、確率年というのがございまして、例えば小さい河川から大きい1級河川まで、何年に一遍の想定ということで、河川改修計画を立てておりますので、その分で一応安全は保たれているように存じております。それから、周りの状況が変わった場合というのが想定されます。これは都市化によって、流域の水の流れが変わる場合、例えば山林から宅地になったりとか、そういうことで流量が変わる場合は、調整池等を設けまして、協議して河川管理者が指導して、それを超過しないような対策をとっている状況でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

次に、信号機の点についてお伺いをしたいと思います。

先ほど14カ所新設、そして4カ所の改良を時津署のほうへ要望しているということでありました。そして、そのうちなのか、2カ所改良設置がなされたということ。そして、今後ともそういう要望をしていきたいという御答弁でありましたけれども、この2カ所の設置を除いたとして、いろんな危険箇所、特に児童生徒の通学路の中で、先日から同僚議員の中からも質問が多々出ておりますけれども、そういった特に緊急性が必要と思われる、そういう場所の今後の見通し、時津署といろいろ交渉もなさっていると思いますけれども、なかなか厳しい状況なのか、それとも一定のめどがつく状況にあるのか、このあたりの状況をお伺いをしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

前回出ておりました箇所につきましては、その後も時津警察署とコンタクトをとりまして、常々情報交換をいたしております。その中で、まだ具体的に今どうこうというお答えはできない状況ですが、何とか今年度中にはそういっためどをつけていただきたいという、私のこの今、回答で何とか明るい方向でという捉え方をしていただければなと思います。何とか今年度中には設置ができる状況ではないかなという感じは持っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

確認いたしますけれども、今の段階では、確約はできないけれども、いわゆるふれあいセンターの部分については、何とかそういう方向でいけないかという感触は持っている、そういう理解でよろしいんですかね。

議長 (山口経正議員)
地域政策課長。

地域政策課長 (大津鉄治君)

そういうふうに現在判断をいたしております。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)
わかりました。

そして、次に、ちょっとお伺いしたいのが、通学路の安全対策として、近年、京都、ちょっと場所は忘れましたが、集団登校の列に車が突っ込むという重大な事故が、長崎県内じゃありませんけれども、全国で幾つか相次いで、非常に凄惨なというんか、悲惨な状況があります。これが社会問題化しているわけでありましてけれども、その対応として、やっぱり一番考えられるのが、歩道に例えば段差をしっかりとつける、あるいはガードレールを設置するというようなことが、まず第一義的には効果的じゃないかなと思います。

歩道の問題は置いておいて、例えばこのガードレールを設置したほうがいい、設置するべきじゃないかという基準がある中で、まだなかなかガードレールの設置に至っていないというような、そういう未整備の箇所がどういう状況になっているのかという点はつかんでますか。ここは、具体的な項目ではありませんけれども、通学路の安全対策という中で、ちょっと質問をしたいというふうに思います。

議長 (山口経正議員)
建設部長。

建設部長 (日野勉君)

県と違いまして、うちには一応つかんでおりません。基本的に考えられるのが、まず、優先するのは、外カーブのところが一番危険ということで、その辺につきましては、外カーブにつきましては注視している状況でございます。それから、通学路につきましては、大体教育委員会のほうとともにいたしまして、把握している状況でございますが、その中で、転落防止柵ですね。ガードレールといえば、車が突っ込むのを防止するんでございますけれども、逆に子供さんが飛び出さないとか、そういうものにつきまして、優先的に通学路につきましては考えている状況でございますが、何分まだ点検箇所数というのは把握していない状況でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

済みません、今の点は、具体的な通告では出してませんでしたので、了解いたしました。

次に、不審者の状況と対策の部分でお伺いをしたいというふうに思いますけれども、児童生徒の安全上、特に今懸念されている不審者の行動の事例というのを、先ほど何点か御紹介がございましたけれども、特に教育委員会としてここはちょっと深刻かなというふうに考えている、そういう不審者の行動事例というのは、どういったものが今あるのか、この点を再度お伺いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

先ほどの事例ですけれども、声かけ事案とか言いましたけれども、車で来て、そして声かけて、車に乗らんねとか、そういうふうな声をかけられたというふうな事例でございますね。それとか、登校中に、すれ違って、振り向いて、ぱっとお尻をさわっていったとか、いずれも小学生が対象なんですけれども、そういうふうな事案が4件ほどあってましてね。時間帯とか考えてみますと、声かけとか追っかけというのは、例えば休みの日とかもあってるんですね。でも、もう子供がそうなったということで家庭と連絡して、警察へも通報したということで、特徴的なことはないんですけれども、ささいなとかいいましようか、そういうものがもう起きてるということで、これはうちだけじゃなくて、他の町でも聞いているんですけれども、そういうことで、やっぱりそれに対する子供たちの毅然とした態度、そういうことを一方では指導していく必要があるのかなと、そういうふうに思っております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

私が地域の地域ボランティアというものに登録しておりまして、実態としては、なかなかずっと立ってというのが時間的にもう難しいもんですから、時間があるときにということで、そういう登録だけはさせてもらっておりまして、その地域ボランティアと110番の家の合同会議というのが先日、11月の21日に洗切小学校で開催がなされまして、私もちょっといろんな情報も知りたいなという思いもありまして、参加させていただきまして。その中で、そういった洗切小校区付近での不審者情報ということで、チラシをいただきまして、ちょっと中身が余りにも生々しいので、余り言わない、ここで具体的には言いたくないんですが、やっぱりちょっとどうなのかなというような、非常に心配する点も多々書いてある状況であります。

やはりこういった状況を、保護者もそうですし、町民の一人として、何とかならんもんだろうかということは、誰しも思ってるんじゃないかというふうに思いますけれども、もう一つ、インターネット上で、あれは県警のほうで発表しているのか知りませんが、いろんなそういう痴漢の情報なんかが出ている中で、私がちょっと気になるのが、高田郷で何かよく起こっているんじゃないというふうに感じるわけなんですけれども、やっぱりそういう同じような地域で、同じ人物がそういった行動を行っているということがあっているのか、このあたりのつかんでいる範囲で、どういう状況なのか、このあたりを御説明いただければと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

高田郷というのは、ちょっと広うございまして、私が住んでいるのも高田

郷なんですけども、そこの近くであったんですね。3回ほど、期間は2カ月、ちょっと長期にわたって、今言ったすれ違いざまにお尻をぼんとさわっていくというようなことがあって、恐らくその頻度が、3回ほど、私たち報告受けてますけども、それがその都度出て、今のようにお感じになったのかなということで、もうこれ、とにかく早く見つけてくださいということで、警察も一生懸命やったださって、ちょうどある日に張り込みをしておいて、そして、もう人相書きまで描いて、そういうチラシもいただいて、これじゃないかなというようなことで、もう警察の方が、最近はこちらに痴漢が多かそうですよというような声かけもされたみたいなんですよね。しかし、それ、本人かどうかわからないんですけども、警察の方も一生懸命捜査してくださって、そして、ボランティアの方も特に入念に見守ってくださっておりますけども、その後はそういうことは聞いてないという状況ですけども、恐らく今おっしゃったのはその事例じゃないかなというふうに思っております。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

それでは、4点目の見守りボランティア、子ども110番の家との連携についてなんですけれども、端的にお伺い、ちょっと気になったのが、子ども110番の家というふうに登録されている方々、今説明がありましたとおり、369件の方々ですね。そういう登録して、そういう安全・安心のために協力をいただいているわけですけども、一方、児童生徒はきちんと、どこの家が110番の家になっているかということをお子たちはきちっと把握できる、周知できるという体制はできているのかどうかですね。とあわせて、この110番の家のどうなっているかというのをつかむ所管というのは教育委員会なのか、それとも町長部局なのか、このあたりはいかがですか。

議長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習課 (和泉嘉彦君)

子ども110番の家につきましては、私ども生涯学習課のほうで所管をさせていただきます。特に青少年の健全育成という立場での所管ということでございます。

子供たちへの周知ということですけども、今地区の青少年育成協議会という組織がございますけれども、そちらのほうを中心に活動をしていただいているところでございます。ある地区におきましては、子ども110番オリエンテーリング大会とか、そういうことで子供たちが子ども110番の家を訪ねて、そこでちょっとゲーム的なオリエンテーリングをやるとか、そういうことで子供たちに周知を図るとか、あとは、学校によりましては、校区のマップの中に、地図の中に子ども110番の家を落としていただいて、それを子供たちに見せて周知を図っている、そういうふうな状況でございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

- 16番 (堤 理志議員)
 ちょっと確認なんですけれども、今の御説明ですと、地域によってはオリエンテーリングというようなこと、それはそれで結構なんですし、また、学校によっては云々ということで御説明ありました。ちょっと気になるのは、果たして本当に長与町内の各学校の児童生徒が確実に自分たちの通学路の地域の110番の家、何かあったときにはここにというようなことを把握する体制というのは、今の説明ですと、ちょっと大丈夫なのかなという気がするんですが、この点、いかがでしょうか。
- 議長 (山口経正議員)
 教育委員会理事。
 (永富雅徳君)
- 教育委員会理事 (永富雅徳君)
 学校においては、安全な通学というのは非常に大事なことです。必ず学期によったり、4月であったりするときに、必ずこういう状況に遭ったら、こういうところに助けを求めなさいという意味で、その中に子ども110番の家がありますとか、あるいは子ども110番の家だけじゃなくて、いろんなところに助けを求めていいんですよという指導は各学校しておるところです。先ほど生涯学習課からも言いましたけど、帰りの通学の中でここが子ども110番の家ですねというふうに、こういう旗とか印がありますよということで確認しているところがございます。以上です。
- 議長 (山口経正議員)
 堤議員。
- 16番 (堤 理志議員)
 きちんとやっているということですので、ぜひもう一度御確認をしていただいて、きちっと把握がなされているかということをもう一度ぜひ確認をしていただいて、いざというときに、せっかくの110番の家があったのに機能しなかったということがないような対応をぜひしていただきたいというふうに思います。
- それと関連いたしまして、先日、先ほど言いました地域のそつて合に出席したときに、私も初めて見させていただいたんですが、資料としていただいたのが、この子ども110番の家マニュアルという、こういったものを110番の家の皆さんにはお届けをしているということで説明がありました。ここに書かれてあるのは、子供が助けを求めてきたらどういうふうに対応したらいいのかというのがわかりやすく記されております。簡単に言いますと、まず、110番の家の本人がまず落ちついて、そして、子供たちを落ちつかせる。そして、この裏に書いてある要領に従って子供たちから話を聞く。これは、何があったのか、いつどこで、犯人の特徴、子供の住所、氏名、車があれば車がどういうタイプの車で、色がどういう車だったのか、非常にわかりやすく書かれてありまして、これを書き込んだ上で110番に通報して、警察官が到着するまで待つというようなわかりやすい手順が書かれてあって、なるほどこういうやり方なら非常にいいなというふうに考えました。
- ただ、その中で若干私も気になったのが、幾ら110番の家というものが

あったとしても、場合によっては、その方、110番の家が事情で留守をするというような事例だってあるわけですね。ですから、そういうときのことを考えると、こういった子供たちを救うための手だてというのは110番の家だけじゃなくて、やはり町民全体で共有するというのも一つの手として重要じゃないかというふうなことを考えました。

それで、ぜひこれと同じような、こういう手順に従うことのほうがいいですよということを町民の皆さんに、こういった形でお知らせするかは別として、広く町民の方にそういうことを情報発信を提供するというようなことができないかということを提案をさせていただきたいと思いますが、この点についていかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

今、堤議員御指摘のとおり、110番の家があったけども、そこに駆け込んだけども、不在であったと、恐らくそういうケースは多々あるだろうと思います。先ほど申しましたように、それも含めて、抑止力にもなるのかなというふうなことで申し上げたんですけども、今のような御提案ですね、ぜひ校長会あたりでもんで、町挙げて、地域挙げて子供たちを見守り、支援していくという視点から、検討させていただきたいと思います。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)

これはそうですね、教育委員会のみならず、例えば町長部局のほうで回覧なりつくって、世帯配布するとか、回覧するというような方法もあると思いますので、もう最近何でも学校の先生に全部負担が来るといった問題もありますから、必ずしも学校現場だけの負担というふうにならずにやれるものは、そういった回覧等も活用しながらできればいかがかなというふうに思います。

次に、特別支援教育の問題について質問したいと思います。

まず、最近注目されているのが軽度発達障害ですね。ここに上げておりますような学習障害とか、いわゆる多動、高機能自閉症、アスペルガー等々ありますけれども、まず、こういうLD、ADHD、アスペルガー、高機能自閉症等々ですね、これは例えばどういった状態を指すのか。これは質問項目ではなかったんですが、もし今わかるようでしたら、簡単に概略どういった状況なのかということをお願いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

概略規定といたしましては、LDというのは学習障害ということで、何らかの理由で、例えば算数の数について非常に数に関する概念がなかなかつかめないとか、あるいは言葉のほうで、文字についての概念がなかなかつかめない、いろんな意味での、ほかにも多岐ありますけど、学習障害ということ

でLD。ADHDというのは、いろんな多動の症候を、いろんな行動的に自分が、私たちが意図するところと違う、こんなお願いしたら違う行動を起こしたとか、そういう多動的な行動を起こすことをADHDと言っていると思います。ただ、いろんな医学的にお医者さんが判断いたしますが、なかなか学校の中ではこれが完全に、これはADHDだとお医者さんは判断されますが、非常に学校の中では判断は難しいなと思っているところです。以上です。

議長 (山口経正議員)
堤議員。

16番 (堤理志議員)
了解しました。

今回の質問は、特別支援学級じゃなくて、私としては通級教室の中での特別支援員の状況についてお伺いをしたいと思います。

それで、通級学級の特別支援教育支援員さんは、概略どのような活動をなさっていらっしゃるのか、この点についてお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
教育委員会理事。

教育委員会理事 (永富雅徳君)

通級指導教室につきましては、通級指導担当の教諭がおります。ですから、通級指導に特別教育支援員が入って、そこに一緒になって指導するということはあることはありますけど、主には通級指導教室担当の教員が指導しているところです。

議長 (山口経正議員)
教育長。

教育長 (黒田義和君)

恐らく堤議員さんの御指摘は、普通学級に在籍していて、そこで特別支援教育支援員の方々がどういう支援をされているかという趣旨だろうと思いますね。通級というのは、1週間に1時間か2時間、例えば言葉に対する発達がちょっとおけているというときに、1週間に1回か2回、時間をとって、その教室に行って訓練をするんですね。そうじゃなくて、通常の学級において、例えば授業があって、担任が一人で授業してます。そうすると、もう動き回る子がいるんですね。これが、先ほどの話でいいますと、ADHD、注意欠陥多動性障害に近いという子がいるんです。そうしますと、もうその子にかかわっておりますと、全体の指導ができないというもんだから、その支援員の方がその子を中心として指導をしていただくと。そうすることによって、クラス全体の指導が進むという、そういうふうな指導形態もございます。

それから、よく教室を抜け出すというケースがあるんですね、おるんですね。そういうときに、捜しに行く。もちろん授業がない職員室にいる教員も行きますけども、主としてそういう人たちが行くということで、その支援員の方は、月の時間割りを持ってまして、何日の何時間目はどこの学級、2時間目はどこの学級の誰々さんを中心というのをつくってまして、学校の中でそういうコーディネーターがおりますので、打ち合わせをして、いわゆる

一斉指導の中で特別に配慮を要する子供の近くにおいて支援をしていくと、そういう活動でございます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

了解いたしました。

そして、先ほどの答弁の中で、町としては、よそと負けないような、そういう措置をとっているということでありました。それが大きな効果を発揮しているということでもありますけれども、少しかみ砕いて、大きな、例えば効果というのがどういったものを効果と言うのかですね。私は決して、これは制度は必要ないという立場じゃなくて、必要だという立場ではあるんですが、ちなみに効果というのが例えばどういうものを指すのか、このあたりをお伺いしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

効果というのは、量的に数値でもってあらわせないような部分もございませうけれども、事象として申し上げれば、例えばそのクラスにもう本当に授業中うろうろして、全体での指導のときに落ちつきがないという学級が、そのそばに支援員の方があって、いろいろ指示しながら支援してくれることによって、このクラス全体が落ちついて学習ができると、そういうふうなのが本当に目に見える効果でございます。逆に、いない、そういうケースがなかった場合には、やっぱりクラス全体がざわざわざわわして、授業に落ちつきがないと。その結果、例えば学力テストなどの結果でもいい成績をおさめてくれているときの、申しましたけれども、それもやっぱり一つの成果じゃないかなと。何せ子供たちが落ちついて授業できる。そして、また、そうすることを特別にそういうことをやってると思わずに、子供たちがそういうみんな温かく見守っていくという、そういう心情を涵養するにも役立っていると、そういうふうに捉えているし、いろんな方の意見もそういうふうな意見をよく聞きます。

議長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

了解しました。

何となく感覚的につかめたわけですがけれども、次に、やっぱり子供たちも一人一人個性がありますけれども、それと同じように、そういう軽度発達障害の方々も一人一人が個性があって、同じ多動だとか、いろいろありますけれども、その中でもいろんなパターンがあるんじゃないかというふうに、いわゆるいろんな個性、多様性があるんじゃないかと思えますけれども、教職員、そしてこの支援員、両方とも関係があると思えますが、そうした軽度発達障害の状況についての専門知識の習得ですね。やはりこういったものが国

家的になされているのかどうか、そのあたりの手だてがどういうふうになっているのか、このあたりを御説明いただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

この14名の支援員の方は、うちの教育委員会で教育相談指導員というスタッフがおりますので、その方を中心に、定期的に役場に集まって、そういう事例研究をしながら、研修を深めております。そして、このうちの指導員は、県のそういう研修会にも参加して、そこでそういういろいろなスキルを高めてきていますので、私は、頻度は少ないかもしれないけれども、支援員のそういう研修はうまくいっている状況かなというふうに捉えております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

じゃあ、次に移りますけれども、そういったいわゆるそうした特別な支援を必要とする児童生徒の割合は、全国の状況と長与町の状況、御説明いただきましたけれども、極端な差はないというふうに思います。若干長与のほうが少ないかなと思いますけれども、そういう状況を見ますと、やはり文科省の言うように、通級クラス1クラス、ないし2クラスの中にそうした支援が必要な子供が1人、2人在籍している、これはやっぱり本町においても、そのような状況なのか、まずここを確認させていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

そのとおりでございます。ただし、国が言っている6.5%、そして私どもがさっき5.9%ほどと言いましたけれども、これは専門の医者が診断をした、そういう結果じゃなくて、担任がそうじゃないかなと、国がいろいろ基準示してます、そういうのに該当して、担任がそうじゃないかなと思われる子供でございまして、それも第1段階、第2段階、第3段階ぐらいあるかなという、そういう分析のもとの数であります。先ほど堤議員さんは6.5パーと言われたけど、一番最新の国の数字は6.7になっているということで、やっぱりこれは増加の傾向にあるのかなと、そういうことでございます。ですから、各クラスに1人か2人は在籍しているのかなと、数字上はですね、そういう捉え方をしております。

議 長 (山口経正議員)
堤議員。

1 6 番 (堤 理志議員)

そういう状況を踏まえた上で、実は先日、教育委員会のほうにお邪魔して、長与町内の各学校のクラス数とか、生徒数の資料をいただきました。自分なりに表をつくってみたんですけども、例えば長与小学校、これは通級クラスの数字ですけども、25クラス、洗切が10クラス、北小が12クラス、

南小が25クラス、高田小が12クラス、これは1年生から6年生までの合算ですけれども、そういう数字じゃなかろうかと思えますけれども、ありますね、結構学校ごとのばらつきがあります。そして、例えば一つ例を挙げますと、洗切小学校は通級の生徒数が254名、全部で、いらっしゃいますが、支援員が1人。一方、例えば南小にすれば、生徒数の合計が、これは通級の生徒数811人で、支援員さんはそのうち2人という状況で、当然そういう数字を見ておられますと、そういう、先ほど話がありましたような、動いて回るとか、お話をするとかというような子供につきっきりでいるという状況にはなかなか、この数ではいけないんじゃないかなというふうなことを感じるわけですね。

今言われたように、効果というのがこの支援員さんがいるということで非常に上がっているということはよく理解はできますが、ただ、だからといって、今現状の体制で私は決して支援員さんがもう十分足りているよという状況には至ってないんじゃないか、これは財政的な問題とか、そういうものは抜きにして、現状を見た中では、決して足りているとは言えないんじゃないかと思えますが、このあたりは教育長、いかが見解、教育長じゃなくても結構ですが、いかがお考えでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

ありがたい御指摘なんですけど、一つは、このスタートした、平成19年のスタートしたときに、国が予算措置としては、交付税措置としては、1校に1名程度というふうな算定でしてまして、私どもは当初から少しずつ要求して、年々その成果を認めていただいて、少しずつふえてきた結果、今14名になっていると、そういうことでございまして、数字で、そろばんではじけば、何人の学校だから何人という、そういう計算をしますと、それは多ければ多いほどいいと思えますけども、やっぱり財政的なことも考え、そして、指導の実態を考えたときですね。もう一つは、私はこの支援員という方が誰でもいいというわけじゃないもんで、一つの基準として、教員免許状を取得している人、ですから、教員をして途中で退職されてた方とか、そういう何らかの形で免許状を有している人ということを一つの基準にしているもんで、そんなにたくさんいらっしゃらないんですね。逆に長与町はそれだけ確保できたというのはありがたいと思うんですけども。もろもろ考えて、ほかのこと考えんやったら、それはよかたでしようけど、そういうこともいろいろ総合した結果、これについては少しずつ充実させていただきたいなというふうに思っているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

堤議員。

16番 (堤理志議員)

そうですね、ですから、私も言いたいのは、現実的に全部のクラスに1人ずつ配置というのは、なかなか状況的に許さないということもあろうかと思

いますが、少しずつでも、これは削減するんじゃなくて、少なくとも現状維持して、でき得れば拡充していくということが望ましいんじゃないかなということも私も言いたかったわけなんです。

それで、実は、いろいろと調べている中で、中日新聞、これは恐らく愛知県あたりのほうで出されている新聞じゃないかと思うんですが、非常に今言われている特別支援教育支援員、この役割を端的にあらわしているなというような記事がありました。短いので、ちょっと説明をさせていただきますが、その中日新聞の中で、7月初め、名古屋市内にある小学校で行われた1年生の国語の授業、全員で教科書を音読していると、最前列に座っていたU君、これは仮名ですけども、が突然席を立ち、周囲をうろろし始めた。後ろで見守っていた支援員の女性が寄り添い、席に着くように促した。読んでいるところを指でなぞると、次第に口が動き、授業終盤には大きな声で音読できるようになった。その子のつまずきに早く気づき、気持ちよく学校生活を送れるように心がけていると支援員。担任のベテラン教諭は、授業を中断せずに済むので、周りの子供たちも落ちついて過ごせる。教える側としても支援員がいると気持ちが楽と打ち明ける。こういう記事がありまして、私はここは非常に端的にこの教育支援員の役割というものをあらわしているんじゃないかというふうに思いました、ちょっと控えてきたんですけども、このように、特別支援員は発達障害の子供にとっても、また、そうでない子供にとっても、また教職員にとっても非常に有意義な存在であると思います。先ほど教育長は、ぜひできれば充実したいという考えもございました。

そこで、この予算措置について、今言われたように、いろんな今行政改革でどこを削減しようかという話がある中で、例えば他自治体と比較して、長与の教育支援員がちょっと多いんじゃないかというようなことで、減らせんかというような話にはならないように、町長部局として、やはりこの効果をしっかり認めて、現状維持、あるいは拡充というふうな方向で、このものを見ていくべきじゃないかと思うんですが、この点について、町長、今やりとりした中身を聞いて、いかにお考えか、ちょっと御説明いただきたいと思います。予算措置の問題ですので、町長のほうでお願いしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今言われておりますことにつきましては、長与町だけじゃなくて、全国的にふえてきておるといようなことも実態としてあるかと思えます。その中で、長与町が教育行政においては非常に神経を使ってやっていけなくちゃいけないだろうと思っています。次代を担う子供たちの育成について、しかも、そういう中で、ハンディを負った子供たちの教育については、なおさら神経をひからせていけなくちゃいけないだろうと思っていますし、今言ったように、質の問題ですね、そういった特別支援員の方々の質の問題もあろうかと思えます。そういったものを含めて、長与町は教育委員会と共同、歩調を合わせまして、育てていくと。そのあたりを体制を固めていくといようなことは、

議 長 全く同感でございます。そういうふうに思っております。
 (山口経正議員)
 堤議員。
 16番 (堤 理志議員)
 では、これで質問を終わります。ありがとうございました。
 議 長 (山口経正議員)
 場内の時計で10時45分まで休憩します。
 (休憩10時29分～10時45分)
 議 長 (山口経正議員)
 休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
 通告順7、饗庭敦子議員の 公民館について、子育て支援についての質
 問を同時に許します。
 1番、饗庭敦子議員。
 1番 (饗庭敦子議員)
 皆さん、おはようございます。皆さんの御挨拶が若干元気がないように感
 じますけれども、本日、一般質問7番目になりました饗庭です。7番目とい
 うことで、皆さんも少々お疲れのことかと思いますが、リラックスしてこの
 1時間をお過ごしいただければと思います。
 リラックス方法の一つとして、筋弛緩法というのを私たちは使っておりま
 すけれども、力を10秒間入れて、それを脱力するというので、脱力した
 ときに感じる、このじわっとした感を感じながら、リラックスしていただ
 ければというふうに思います。
 では、質問に入りたいと思います。
 1、公民館について。
 公民館というのは、地域の人たちが集まる際の中核となる場所で、いわば
 地域コミュニティーという輪の中心に当たる場所だと言えます。現在、核家
 族化の進展や本格的な少子高齢化社会の到来、目まぐるしい変化する経済や
 社会情勢、ライフスタイルや価値観の多様化による人間関係の希薄化などが
 表面化しており、地域におけるコミュニティー機能の再生が大きな課題とな
 っております。
 先日、人と未来をつくる公民館を目指してをテーマとした長崎県公民館大
 会に参加してきました。その中で、町づくり会社代表、山崎氏の基調講演に
 大変感銘を受けてまいりました。住民の自主的な活動や取り組みについて、
 公民館の果たす役割は非常に大きく、協働のまちづくりを目指す長与町とし
 ても大いにこの公民館活動の拡大を支援すべきである。
 そこで、公民館活動の輪を広げ、住民のやる気を引き出し、まちづくり
 につなげるためにどのように取り組んでいるかを質問させていただきます。
 1、町の現状として、公民館機能を持つふれあいセンター、南交流センタ
 ー、さらに町立の公民館、長与公民館、高田地区公民館、上長与地区公民館
 があり、地域の公民館の役割を持つ自治会対応の集落センターがある中で、
 公民館をどのように捉えているかをお伺いいたします。

2、集落センターを含めた長与町の公民館の実態、具体的な活動状況をお伺いいたします。

3、公民館の組織と職員体制はどのようになっているかお伺いします。

4、公民館活動の輪を広げ、充実、強化するための具体的な取り組みをお伺いします。

5、公民館の老朽化についてはどのように考えているかお伺いします。

6、公民館運営審議会での取り組みをお伺いします。また、審議会委員の募集方法についてもお伺いします。

子育て支援について。

1 1月は児童虐待防止推進月間でありました。報道でよく目にするのは、生々しい傷を負った子供や栄養失調で体重が激減した子供、また、死亡してしまうという大変痛ましい事件があります。

児童虐待について、次代を担う子供たちが親や地域の人々の愛情に包まれて健やかに育つことは、もう万人の願いであり、その育ちを支えることは、行政はもとより、社会全体の責任であります。小さい子供を守ると同時に、日ごろから育児、子育てに苦労している保護者のケアも大変重要であると思えます。

そこで、子育て支援について以下の質問をいたします。

1、長与町における社会福祉費のうちで、子育て支援対応についての基本的な考えを伺います。

長与町においては、待機児童はゼロに等しいとのことですが、保育園、保育士の実態をどのように捉えているかお伺いします。

3、児童虐待防止について、町の考え方を伺います。

4、長与町のイベント、研修に子育て中の方々が参加しやすい取り組みはあるかお伺いします。

以上、よろしく申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、大変元気のある饗庭議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

1番目の御質問にいたしましては、所管をいたしております教育委員会から回答いたします。私のほうからは、2番目の御質問についてお答えをさせていただきたいと存じます。

まず、1点目、長与町における社会福祉費のうち、子育て支援対応の基本的考えにつきましては、子供は未来をつくる力、希望であり、安心して子供を産み、育てることができる町の実現は、町全体で取り組まなければならない重要な課題の一つであると考えておるところであります。子供は親、保護者が育むことが基本ではありますが、現在家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など、子供や子育てをめぐる環境は厳しい状況にあります。

平成27年4月から始まります子ども・子育て新制度に向けて、今後策定

します計画に沿って、安心して子供を産み、育てることができる町を目指し、子育て支援の充実を図っていきたくと考えております。

御質問の社会福祉費の中での子育て支援に係る事業といたしましては、発達に不安があるお子さんを対象とした障害児通園事業ひばり学級を行っております。

次に、2点目の御質問についてお答えをいたします。

保育園、保育士の実態につきましては、在園児は、1月から継続の入所申請を受け付けており、各園は4月からの園児数を想定して保育士の採用配置をしますので、待機児童についてはゼロで推移し、年度途中になり、入所希望がふえてくると保育士の配置が厳しくなるようでございます。

また、毎年4月と10月に実施する調査により、保育園職員数等の状況や在園児数を把握をしておるところでございます。

次に、3点目の御質問にお答えいたします。

児童虐待防止についての町の考えにつきましては、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ育成されるよう努めなければならない、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負うものと児童福祉法の理念にありますように、児童の健やかな育成を脅かす虐待はあってはならないものと考えております。そのため、ポスターなどによる広報、啓発とともに、児童虐待につながる子育てに対する不安を解消するために、初めてお母さんになられた方を対象とした子育てについての研修や相談事業を行っております。

また、保育士の先生方が保育園全体で園児や送迎のお母さんたちの様子を注意して見ており、必要に応じて声かけ等により確認し、福祉課への相談や事例によっては長崎こども・女性・障害者支援センターへつなぐなどの対応をとっております。

次に、4点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

本町のイベント等における子育ての中の方々が参加しやすい取り組みにつきましては、子育て中の方を対象として、おひさまひろばで開催する研修会や婦人の家で開催する親子教室での調理実習の際に、託児等を行っております。

また、町民体育館では、幼児室が整備されており、ベビーベッドや幼児スペース等が設けられ、アリーナからお子さんの様子が確認できるようになっております。町民文化ホールでは、母子室が整備されており、室内には座席が4席とおむつ交換台や授乳スペースが設けられ、親子でステージ上が観覧できるようになっております。

そのほか、町内の放課後児童クラブの連絡協議会が毎年開催する子育て講演会においても、託児等が行われております。

このように、今後も子育て世代が参加するイベントや相談事業におきまして、参加しやすい環境づくりや施設利用などにつきまして、研究をしていきたくと思っております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

教育長。
(黒田義和君)

の公民館について、(1)町の現状として、たくさんある公民館等をどのように捉えているかについて回答いたします。

現在、教育委員会が所管しております公民館及び類似の施設としては、町立の3つの公民館のほか、北部多目的研修集会施設、勤労青少年ホーム、働く婦人の家の計6施設ございます。これらについては、建設時の補助金の出どころによって、それぞれ名称は異なりますが、設置の目的が条例の中に定められています。

運営の形態としましては、現在では、公民館と同様の社会教育施設として取り扱っているところです。これらの施設は地域住民の社会教育の拠点として、あるいは生涯学習の場として、あるいは住民の連帯感を高めるコミュニティーの場として、広く利用されているところです。

また、各自治会にある地域公民館につきましても、町立の施設と同様に、建設時の補助などの関係から、公民館、集落センター、防災センターなどの名称はさまざまですが、それぞれの自治会における活動の拠点として利用されているところでございます。

2点目の集落センターを含めた長与町の公民館の実態、具体的な活動状況でございますが、町立の公民館等については、毎年主催講座として、各施設とも10講座程度を開催し、多くの皆さんが参加されております。また、自主的なグループ活動の場としても利用されていて、これらの活動の発表の場として、毎年それぞれの施設の祭りを開催していることは御案内のとおりでございます。地域公民館においても、先ほど申し上げたとおり、自治会活動の拠点としてのほか、自主グループの活動などにも広く利用されているところでございます。

3点目の公民館の組織と職員体制でございますが、町立の公民館等については、非常勤の特別職である館長1名、事務のパート職員1名、夜間、土曜日曜、祝祭日の管理人1名にて管理運営を行っております。

4点目の公民館活動の輪を広げ、充実、強化するための具体的な取り組みでございますが、先ほどの具体的な活動でも申しましたが、各施設において実施しております主催講座を中心に、内容の充実を図ってまいりたいと考えています。

また、今後も公民館まつり等を継続して開催し、日ごろの学習成果の発表の場を提供するなど、公民館活動の一層の充実、強化を図るとともに、地域の皆さんの交流の場、触れ合いの場としてまいりたいと考えております。

地域公民館においては、各地域公民館の館長さんで構成されております長与町地域公民館連絡協議会と連携しながら、同協議会が実施しておられるモデル公民館事業、一館一事業などの補助事業の普及を図るとともに、県公民館大会とか、九州地区公民館研究大会への参加や地域公民館活動における先進的な視察研修などを通して、それぞれの地域公民館活動の活性化を図ってまいりたいと考えております。

5点目の公民館の老朽化の問題ですが、町民の公民館等につきましては、昭和44年開館の長与町公民館を筆頭に、昭和40年代から50年代に建設された施設が多くあり、築30年以上を経過し、老朽化が進んでいることは議員御指摘のとおりでございます。現時点において、建てかえや大規模改修など、具体的な計画はございませんが、施設の状況、あるいは財政状況等を勘案しながら、今後検討してまいりたいと考えております。

6点目の公民館運営審議会での取り組みや委員の募集方法でございますが、公民館運営審議会は、原則毎年5月と10月ごろ開催しております。審議内容につきましては、1回目は、前年度事業及び施設の利用状況、当年度の主催講座募集状況などの経過報告を中心としております。また、2回目は、当年度の事業経過報告及び次年度予算編成に向けての事業計画等について御意見をいただいております。

町立3公民館と北部多目的研修集会施設の4施設を対象とした公民館運営審議会と、勤労青少年ホーム及び働く婦人の家を対象とした運営委員会の2つの審議会がございますが、いずれも同様な形で進めているところでございます。

次に、委員の選任方法ですが、長与町公民館の設置、管理及び職員に関する条例の第6条に規定されているとおり、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会のほうで委嘱しています。

また、勤労青少年ホーム・働く婦人の家運営委員会につきましても、規則の定めにより、関係行政機関の職員、学識経験者、企業者代表、利用者代表の中から、教育委員会のほうで委嘱しているところでございます。以上でございます。

議長
1番
(山口経正議員)
響庭議員。
(響庭敦子議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

最初に、町立公民館と自治会対応の集落センターの公民館というものがあるといことで御説明いただきました。その中で、自治会公民館として自治会で活動する集落センター、もしくはそれに見合うものというお話でしたけれども、49自治会あると思うんですけれども、その中で全部集落センターというものがあのかどうかお伺いします。

議長
生涯学習
課長
(山口経正議員)
生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)

集落センターというものにつきましては、先ほどちょっと答弁の中にございましたけれども、補助金の関係で、農林関係の補助ということで作られている施設でございます。それが全自治会にあるかということではございませんので、先ほど申しましたとおり、例えば公民館であるとか、防災センターでございますとか、集落センターも含めてですけれども、そういう呼び名の

集会所的なものという意味では、全自治会お持ちになっているというふうに理解をしております。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 形は違うけれども、一応全自治会持っているということに値するというところで理解してよろしいですかね。

では、その公民館活動の中で、今講座をたくさんされて、また、祭りというのを年に1回されているということなんですけれども、公民館活動の中には、地域教育力の向上、家庭教育、高齢化社会への対応、人権教育、自治公民館活動、青少年教育、ボランティア活動と、いろんなものがあると思うんですけれども、現在この長与町において、どこを重点にされているのかお伺いします。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 どこを重点的にという御質問でございますけれども、基本的にはさまざまな分野の教育活動ということを含めて考えております。例えば人権につきましても、例えば高齢者学級とか、そういうふうな事業がございますけれども、そういう中に一こま入れるとか、いろいろそういうふうな形でさまざまな分野のものを入れていくというふうに考えております。

それと、家庭教育学級につきましては、今現状、各学校、小・中学校と連携をとりまして、それで、PTAのほうと共催でみたいな形で進めさせていただいているというふうなところでございます。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 先ほどお話の中にもありました公民館研究大会の中で、取り組まれているところで、高齢者が安心して暮らせるまちづくりの取り組みの中で、福岡県の糸島市が取り組んでいらっしゃる校区コミュニティーバスの乗り入れということで取り組んでいらっしゃるんですけれども、長与町でも、この一般質問の中でも出てきたかと思うんですけれども、コミュニティーバスを希望するということ、団地があると。そういうものを取り入れてはどうかと思うんですけれども、そのあたりのお考えはいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 大変申しわけございませんけれども、公民館活動と、そのコミュニティーバスの関係というのが、私もその研究大会に出ておりませんで、詳しいことを存じ上げないというのが現状でございますので、ちょっと回答は差し控えさせていただきますと思います。

議 長 (山口経正議員)

1 番 (饗庭敦子議員)

この研究大会は、多分毎年あってるんじゃないかと思うんですね。今回私は出席させていただいたんですけれども、いろんな取り組みの中で、公民館の今されている講座ももちろん大事だと思うんですけれども、やっぱり新たな取り組みを考えていくことが必要かなと思うんですね。

また、その中で、もう一つの取り組みとして、今学校支援ということをしている形でされているかと思うんですけれども、公民館で学習したことを学校支援に生かしましょうということで、これも熊本県の益城町がされているんですけれども、学校の支援の中で、いろんなチームでされているのは長与町でもされている事例は承知しておりますけれども、公民館で学んだものを生かすというのは、公民館活動が生かされるということなので、そういう取り組みもされてはどうかと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長。

生涯学習 (和泉嘉彦君)

課 長

公民館活動、公民館で学んだことを学校でという御指摘でございますけれども、公民館活動に限らず、社会教育といいますか、生涯学習と申しますか、さまざまなグループ、サークルで学習をされている団体がございます。そういう中で、公民館ではやってないけども、そういうサークルというのもございますので、そういうところが例えば学校のほうで実施しております学社連携事業というのがございますけども、そういうふうな中で、お茶の指導とか、南画とか、いろいろそういったことを子供たちに教えてると、そういうふうなことも実際にはなされておるところでございます。

公民館活動が私どもの所管しております社会教育の一部ということになりますけれども、それ以外の、例えば公民館以外でいろんな活動をされている方の活動というのも含めて、各小・中学校との連携、これは郷土芸能等も含めてでございますけども、そういう形での社会教育と学校の連携、それはこれまでも連携をとっているというふうには考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

社会教育と学校の連携は私も、先ほど申しましたように、承知をしております。ただ、その公民館活動がずっと利用状況を見てますと、あんまり変わらない状態でいって、もしくは下がってる状態になっておられるので、ある程度限定された方が利用しているんじゃないかなと思うので、新たな視点が必要ではないかと思うんですね。その中で、学校支援というものもあるので、取り入れてはどうかというところで、新たな視点を考えられないかどうかをお伺いしたいんですけれど。

議 長 (山口経正議員)

生涯学習課長 議 長 (和泉嘉彦君)
 現状で大丈夫ではないかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 私としては若干人手不足ではないのかなというところが懸念される
 ところではありますけれども、費用のこともございますでしょうから。
 この館長というのが、先日の県の公民館大会では、館長もまちへ出
 ていくべきではないかというような講演があったんですけれども、ま
 ちへ出て行って、住民が求めているものを聞いて、そして、それ
 をまちづくりに生かすということが公民館の役割にも今は必要にな
 ってきてるのではないかというようなお話があったんですけれども、
 そのあたりはどう考えられますか。

議 長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 確かに公民館を運営していく中で、やはり多くのニーズを得ると
 いうことは重要なことになると思います。そういうことも含めて、
 確かに外へ出るということはなかなかないかもしれませんが、利用
 者の方のアンケートをとったりとか、そういうふうな形でニーズの
 把握には努めているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)
 講演をいろいろと聞くと、いろんな新しい取り組みがあちこちで
 出ているかと思うんですね。今までされてきていることもとても
 重要だとは思いますが、新しい取り組みで、今公民館を利用してい
 る方、高齢者の方が若干多いかなと感じるところなんですね。だ
 から、若い人もニーズがあるような公民館になってほしいなと思
 うので、そのあたりを、今までしてきたからというのではなくて、
 新しい取り組みもちょっと考えていただければなと思うんですけ
 れども、検討するという形のお考えはありますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
 確かに利用者の方、少し平均年齢が少し上がってきているという
 のは事実であるというふうに思っております。一つには、若い子育
 て中の方が共稼ぎとか、そういうことで昼間とか、夜はあれです
 けれども、利用が減っているというのは事実だろうというふうに
 思います。確かにそういうことを解消するために、もういろんな、
 過去もいろんな努力をしてきているところでございます。例えば
 夜型講座を設けるとか、いろいろそういうことも実施をしてきた
 ところでございますけれども、今後いろいろ先進地等を調べなが
 ら、より多くの方が御利用いただけるような施設にしていって
 まいりたいというふうに考えて

議 長 おります。
 (山口経正議員)
 饗庭議員。
 1 番 (饗庭敦子議員)
 ぜひ皆さんが御利用できるような公民館にしていただければなと思います。
 公民館はやはり住民のやる気を引き出し、まちづくりを計画するところと
 いうのを目指していただければと思うんですけども、町長は長与町に住ん
 でよかった、いつまでも住み続けたい、いつかは長与町に帰りたいというの
 を前面に出されているので、それにもつながるかと思うんですけども、町
 長としては、この公民館のあり方についてどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)
 町長。
 町 長 (吉田慎一君)
 長与町の公民館の使用の状況というのは、結構いろんな使い方されてると
 思うんですね。子供たちの場合は、例えば先ほど出ました郷土芸能とありま
 すけども、例えばなぎなた等々をやるときには親子3世代で公民館で練習を
 したりとか、いろいろとございます。それから、今からは高齢化が進んでい
 くので、公民館の使われ方というのは、やはりお年寄りの方が使うケースが
 ふえてくるんじゃないだろうかというふうに思うんですね。その中で、議員
 がおっしゃるように、生徒にとっても新しい学校につながるような取り組み
 というのも一つの課題としてあります。それと同時に、まだお年寄りの方々
 が健康で長生きしてもらおうというような意味で、例えば民謡大会とか、
 子供たちの例えば囲碁大会もございます。そういったものもいろいろありま
 すけども、そういったものを通じまして、やはり融合とか、お年寄りの方
 と若い方々の融合とか、そして、さらに、本当は若い子供たちがそこで使っ
 ていただくというのが一番よろしいんでしょうけども、少子化ということも
 ございます。そして、また、子供たちは子供たちで、今先ほど申し上げまし
 たように、御両親が働いていらっしゃるとか、子供たちはその後、例えば塾
 に行ったりとかというようなこともありますし、自分のやりたい習い事とい
 うようなこともありますでしょうし、そういったものも含めて考えますと、
 ある程度公民館の利用状況としては使われているんじゃないかなというふう
 に私は思っております。

議 長 (山口経正議員)
 饗庭議員。
 1 番 (饗庭敦子議員)
 では、公民館の老朽化について、今のところ、建てかえは考えられてない
 ということではありますけれども、やはり長与町公民館はもう昭和44年とい
 うところで、44年間経過しておりますして、その面で使いづらいところもあ
 るかと思うんですね。費用がかかるので、今40年代の建物がどんどんどん
 どん老朽化しているのでってきのうもお話がありましたけれども、その中で、
 何年ぐらいをめどにとかいうことは考えられてますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課 長 生涯学習課長。

生涯学習課 長 (和泉嘉彦君)
具体的な建てかえの計画がないということで、当然ながら、昭和44年に、前回の国体の年にオープンした公民館でございます、長与町公民館につきましてはですね。ほかの施設につきましても、本当に50年代の初めぐらいに建てられた施設が多くございまして、それぞれいろんな補修をしながら現在使っているというような状況でございますけども、確かに建てかえの必要があるというふうに言えば、そうなんですけども、今のところまだ早急に、緊急に建てかえをするというような、具体的な計画というのは立てておりません。ただ、今後ますます老朽化というのが進んでまいりますので、やっぱり計画的にそういうところも含めて考えていくべきところではないかというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)
1 番 響庭議員。
(響庭敦子議員)
そうですね、ぜひ、耐震の問題もあるかと思しますので、建てかえも含めて、10年計画の中でどのあたりとかというのができればなというふうに思います。
次の公民館運営審議会なんですけれども、年に2回されているということなんですけれども、これは十分機能しているのかなと思うんですが、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課 長 生涯学習課長。
(和泉嘉彦君)
公民館運営審議会につきましては、予算としては年間3回分ということで予算化をさせていただいております。そのうち、以前は3回実施をしていたんですが、年度末というのはなかなか、1年終わる前にその年度の総括というのはちょっと難しいということで、年度初めと、それと年度中間とという形で実施をさせていただいております。話の内容につきましても、先ほど答弁の中にございましたけれども、施設の事業計画、経過報告、その他ですね、利用状況とか、そういったのも含めて、それとあと、次年度の事業計画に向けての御意見を頂戴するとか、そういう形で十分機能しているというふうに判断をいたしております。

議 長 (山口経正議員)
教 育 長 (黒田義和君)
その会議に出席してるんですけど、今ちょうど議員さんがおっしゃったようなことを、もう本当に指摘されます。もう少し魅力ある、若者をするためにはとかね。例えばパソコン講座なんか、物すごく多いんですよ、定員を超えてね。しかし、そうでない講座は定員に満たない講座もあると。そういう

のを一つ一つ分析しながら、何でこの講座は欠席率が高いのかとか、一つ一つ精査していきますから、私は本当に十分機能していると思うんですね。

ただ、そういうパソコン講座は多い、そういう講座は少ないといったとき、何かもうそういう余暇の活用という意味では、やっぱりゆとりがないんじゃないかなと、今の社会ですね。そういうのをこの講座構成の中身からも感じるときもあるんですよ。審議会では本当にいろいろ指摘をしていただいて、機能していると思います。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

では、その審議会の御意見を参考にしながら、いい公民館づくりができればなというふうに思います。

もう1点だけ、最後に、委員の募集は学識経験者とか、学校経験者に委嘱しているということだったんですが、最近はどうな委員でも公募をしてはどうかということで、長崎県のほうも公募に移行するようなお話が出ているんですけれども、長与町としても、この委員も含めて、いろんな委員があるかと思うんですが、公募をしていくというような考えはないかお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

公募して集まるかという問題もあったり、いろいろしますけども、この公民館運営だけじゃなくて、ほかのも含めて、いろんなところの検討をさせていただきたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

そうですね、ぜひ公募も全体的に検討していただきたいなというふうに思います。

公民館活動が今後も住民のやる気を引き出し、やはりまちづくりを計画するところという一つの拠点になるような公民館づくりにして、輪が広がっていけばなというふうに思います。そういう公民館になることを期待して、この公民館についての質問を終わりたいと思います。

次に、子育て支援についてなんですけれども、社会福祉費の中で、いろんなひばり学級とか、事業をされているということなんです、この社会福祉費の中で、高齢化対策の費用と比較した場合に、子育て支援の費用というのはどんな形に、同じぐらいになっているのか、子育て支援のほうが少ないのか、そのあたりをちょっと教えていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

社会福祉費の中での子育て支援に関係する事業としましては、福祉医療費

の扶助費と、あと、ひばり学級というのが答弁のほうにもちょっとありましたけども、発達に不安があるお子さんを対象とした療育の事業を行っております。これが今年度の当初予算ベースでいきますと、福祉医療については5,407万5,000円、それと、ひばり学級が1,636万5,000円の予算規模でございます。一般会計ですけれども、老人福祉関係の費用が予算としましては、老人福祉総務費が6,906万5,000円、介護保険費が4億5,802万円、後期高齢者医療費が4億2,567万9,000円というふうに社会福祉費の中ではなっております。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

今数字を言っていたんですけども、高齢者対策に係る費用ももちろん必要だと思うんですけども、今後子育て支援にも力を入れて、若い人が住みたい町になっていくといいかなと思うんですね。そのときに、福祉課として、比率ですね、数字はいいんですけども、比率的に重点がどちらにということでもないんですけども、同じぐらい、高齢者と同じぐらい子育て支援にもかけていただければなという思いがあるんですが、そのあたりで比率としてどう捉えているかというのを伺います。

議長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

社会福祉費の中では、老人福祉費のほうがどうしても多くなるんですけども、民生費の中で考えますと、社会福祉費が今先ほど申し上げた、ほぼ内容になりますけども、次の児童福祉費のほう全て子育て支援関連になりますので、民生費の中で考えますと、児童福祉費の割合的は約半分近く。老人福祉関係でいきますと、約4分の1、26%ぐらいかになるかと思えます。あくまでも一般会計上の予算上の説明でございます。

議長 (山口経正議員)
饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)

所管として子育て支援に、やはり私らは予算拡大が今後は必要ではないかと思うんですね。皆さん、今予算を考えている時期かと思うんですが、予算を片やふやすには、高齢者の医療費抑制とか、いろんな政策が必要になってきて、その中で按分していかないといけないと思うんですね。だから、子育て支援をする、少子高齢化にやっぱり歯どめをかけるには、子育て支援の予算が拡大することが必要ではないかと思うんですけども、そのあたりはどう考えられてますか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部 (田島弘明君)

部長 確かに議員さんがおっしゃるように、子育て支援に対しまして、町長の方

針でもありますので、ふやしていくということで、本年も保育所の保育料ですか、そちらのほうも町のほうから支援をいたしまして、親御さんからいただく金額を県内でも少ない金額にさせていただくような、そういう方向で子育てをしやすい環境をつくっていくということで、予算化をどんどん進めて、させていただいておりますので、今後も続けていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

よろしくお願ひしたいと思います。

では、ちょっと時間がないので、次に児童虐待のことでお尋ねしたいんですけれども、11月は児童虐待防止推進月間だったんですが、先ほど、何かポスターで広報している分と啓発活動しているということなんですが、11月がその月間ということで、特別な取り組みを長与町としてはされましたでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

長与町として行事的なものはやっておりません。先ほど申し上げましたポスター等の配布による啓発を行っている。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

やはりこの防止推進月間と出ているところで、オレンジリボンキャンペーンとか御存じだと思うんですけれども、いろんな取り組みを自治体でもされているので、長与町でもぜひ幼児虐待防止キャンペーンということで、幼児虐待防止に向けた活動、例えば見守り活動をするとか、幼児家庭の声かけ活動を具体的にその月間にしていくとかいう具体的な施策は考えられないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)

現在のところ、先ほど申しましたとおり、ポスター、リーフレット等の配布、その月間に合わせて配布しておりますので、今後は、議員さんおっしゃるような具体的な何らかの活動を計画していきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

饗庭議員。

1 番 (饗庭敦子議員)

ぜひ取り組んでいただければと思います。

先日、児童虐待数として、長崎県では263件ということで、10%ふえているということで発表されたと思うんですけれども、長与町での実態としてはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

長与町内での虐待等に関する相談件数ということになりますけども、24年度で6件あっております。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

続けて。
済みません、申しわけありません。
24年度で6件ですね。それから、今資料的に21年度からありますけども、21、22、23が4件で、24年が6件ということで、長与町においても若干ふえてはおります。

議 長 (山口経正議員)
1番 (饗庭敦子議員)

やはりこの児童虐待で件数もなんですけれども、実態的に、相談に行ったんだけど、亡くなってしまうというのがけさのニュースでも言われてたので、御存じかと思うんですけれども、そうしたときに、けさの栃木県であった分は、役場に相談に行きました。その後、あざを見つけました。そして、見に行きました。でも、その後、2日後に結局は亡くなられて、それが虐待だとわかったのが事件から1年半後という、この時間の経過等いろいろあるんですが、防止、予防がやっぱり大切だと思うんですね。だから、件数にかかわらず、直接ここで児童相談所があるわけではないですけども、やっぱり子育てのお母さんが相談に来たときの対応として必要かと思うんですが、そのあたりで対応のシステムというのはどんなふうになっているか、教えてください。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長 (西平隆邦君)

児童虐待には限りませんが、ほかの虐待もですけども、通報と相談等がありましたら、まず関係機関等ですね、例えば小さいお子さんだったら民生委員さんですね、地区の民生委員さんとか、保育園に通われてたら保育園関係、そういった関係者の方を集まっていただいて、どういう状況かということで、まず情報の共有化を図り、それで、その後、具体的に虐待の可能性といますか、強いようである場合は、児童相談所とか福祉事務所等の担当の方にも入っていただいて、ケース検討ということで協議をいたしまして、その後、明らかに何らかの手を打たなければいけないということであれば、児相のほうで指導に入ったり、あとは、身の危険があるとかという場合においては、場合によっては警察に入ってもらいたいような対応になります。今のところですが、町としてはケース検討会ということで実施するところまで行っております。

議 長 (山口経正議員)
響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)
今のところ防止策としては、今とられている策で十分かなというふうに考えておられますでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
現在町としてできることとしましては、当然その間に担当の職員がお宅の訪問に行ったりとか、様子といいますか、そういう情報も得ながらの対応をしておりますので、町としては今のところできる範囲でやっているというのが現状でございます。

議 長 (山口経正議員)
響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)
じゃあ、その防止策も含めて、また防止に取り組んでいただく中で、今子供会に加入されるお子さんが減っているというふうにお話を聞くんですけども、やはり子供会に入りながら、地域の方との連携をとっていくと、お互いに気づき合えるというところで、児童虐待防止、孤独にならないという意味でも、そういうところにつながっていくかと思うんですけども、子供会加入に関しても、つなげていくということで、促進をしたらどうかと思いますが、そのあたりはいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生涯学習課長。

生涯学習課長 (和泉嘉彦君)
子供会の加入につきましては、議員御指摘のとおり、なかなかやっばり上がっていかないという実態がございます。子供会のほうでも、会員獲得といえますか、勧誘のために小学校入学時の説明会等で役員さん、うちの職員も含めてですけども、それぞれ出向きまして、いろいろお話をしながらお願いをしているような状況でございます。特に児童虐待と直接の関係はございませんけども、子供会の加入促進については、私どもも十分考慮していきたいというふうに考えているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
響庭議員。

1 番 (響庭敦子議員)
了解しました。
では、もう一つ、虐待児童の医療を支援するというところで、次回の診療報酬改定では、虐待を受けた子供を治療する医療機関に増額されるという予定だと、もう発表されているんですけども、現在長与町においてそういう虐待を受けた方が医療支援というのができていのかどうか、お伺いします。

議 長 (山口経正議員)

福祉課長。 (西平隆邦君)

福祉課長 (西平隆邦君)
 現在のところやっておりません。

議長 (山口経正議員)
 まだ答弁ありますか。
 しばらく休憩します。
 再開します。
 生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
 済みません、直接その被害に遭った人に対する医療費の対策は、直接名目的にはございません。確認しましたけども、今までもそういう該当、それを要求したという該当もないということでございます。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 現在は該当する方もいないということなんですが、今後は医療支援も考えていただければというふうに思います。
 最後に、この長与町の中のイベントで、子育て中の方が参加しやすい取り組みということで、いろんなベビーベッドを置くとか、取り組みをされていると思うんですけども、親子教室とか、もう最初から子供が来るようなイベントは用意されてるようなんですが、普通の講演会、一般の人が参加する講演会、研修会があるかと思うんですが、その場合に、一時預かり保育というものが必ずあるというか、保育が若い人が来たときでもできるような体制にあるのかお伺いします。

議長 (山口経正議員)
 福祉課長。

福祉課長 (西平隆邦君)
 通常といたしますか、そういった、答弁の中にもありますように、子育て中の方を対象にして、事前にわかる分については、そういう託児の体制をとるように心がけておりますけども、ほかの行事等、研修会もですけども、一般の方を対象にしていますので、現在のところそこまでの対応はしておりません。

議長 (山口経正議員)
 饗庭議員。

1番 (饗庭敦子議員)
 やはり若い方にいろんなものに参加していただくには、今後そこも必要になるのではないかなというふうに思います。もちろん対象にされている分はされているということなんですが、今後いろんな講演会、最近ではベビーカーでたくさん来られると思うんですね。そうしたときには、ベビーカーを置くところがないとかいう問題もありますので、そういう細かいところもぜひ考えていただいて、できる範囲で、子育て中の方がいろんな講演会に若い方がやっぱり参加できるような支援をしていただければなというふうに思いま

す。

この子育て支援事業というのは、子供が生まれた後に支援されている内容が多く、今は親子教室とか、生まれる前も若干あるかと思うんですけども、今後はやはり生まれる前から母親、父親の支援というのももっと必要になってくるかと思うので、今されているものも含めて、今後そういう支援をもっともっとふやしていただくために、やはり子育てという中で予算をぜひふやしていただいて、子育て支援を包括的な形でしていただければなというふうに思います。

以上、お願いして、質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 (山口経正議員)

場内の時計で13時まで休憩します。

(休憩11時43分～13時00分)

議長 (山口経正議員)

休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。

通告順8、金子 恵議員の 町の福祉行政について、過去の一般質問の進捗状況についての質問を同時に許します。

7番、金子 恵議員。

7番 (金子 恵議員)

皆さん、こんにちは。午後の1番ということで、余りおなかいっぱいになると頭が回らないと言われたので、素直に食事を半分に減らしてきました。1時間、頑張りますので、よろしく願いいたします。

大きい1番、町の福祉行政についてです。

(1) 現在、地球温暖化問題が高い関心を集めるようになり、その対策が議論されています。その中で、それが原因とされるフィリピンを直撃し、甚大な被害をもたらした台風30号は記憶に新しく、また、日本でも伊豆大島での台風による被害など、心が痛みます。例年になく暑い夏や台風、ハリケーンなどの異常気象が世界各地で多発していることもあり、急速に地球環境問題に対する関心が高まってきているのではないのでしょうか。

そこで、住民、行政が一体となり、低炭素社会、循環型社会への転換を目指し、それぞれの立場で努力することが重要であると考えます。このことを踏まえ、27年4月ごみ処理施設の稼働に向け、その課題、取り組みについて伺います。

(2) 本町には多くの公共施設があり、地域活動や生涯学習、高齢者や子育て支援、国際交流、町民活動など、さまざまな形で福祉の向上に寄与しています。しかし、施設の利用を効果的に行うためには、社会状況や町民生活の現状に沿った柔軟な発想が必要と考えます。

地域の課題を解決し、最大の効果を上げる活用の仕方を町民と行政の知恵で生み出す必要があるという観点から、今後の施設運営、対応などについて伺います。

次に、大きい2番です。過去の一般質問の進捗状況についてです。

(1)平成24年3月議会において、高齢者の安全・安心の観点から、免許証自主返納制度について質問しました。研究し、支援をしていくとの答弁でありましたが、現在の進捗状況を伺います。

(2)平成23年9月議会において、高齢者の見守りに関し、黄色い旗運動などについて質問しました。その後の議会においても、高齢者の見守りに対し、質問を重ねてきましたが、決定的な回答を得ていません。今後のさらなる取り組みについて質問をいたします。

(3)平成25年9月議会において、町民の安心・安全のまちづくりについて質問しましたが、エコほたるに関し、その後検討したのか伺います。

以上、よろしく願いいたします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、きょうの午後一の金子議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、1点目の御質問についてでございますけれども、議員が御指摘されましたように、この地球温暖化問題は、人間のみならず、地球上に存在する全ての生命存続にかかわる重要な問題だと認識をしているところでございます。

そのようなことから、このごみ処理施設につきましては、循環型社会形成推進交付金の活用を行い、10%以上の熱回収率を要件とした事業での取り組みを行っているところでございます。

また、現状のごみ処理状況につきましては、可燃ごみは委託をしております長崎市の清掃工場へ、燃やせないごみに含まれる靴、かばん、プラスチック製品などの可燃性物やガラス、陶磁器等の不燃物は山口県まで運搬して、焼却及び埋め立ての最終処分を行うなど、運搬に係るCO₂の排出量は、年間おおよそ223トンになると組合に確認をしているところであります。焼却施設が完成いたしますと、遠くは山口県までの運搬に係るCO₂の排出量が削減されることとなります。

施設完成後につきましても、低炭素社会、資源の循環型社会の構築を目指し、リデュース、リユース、リサイクルの3R事業の推進を図り、より一層のごみの軽量化を図っていかねばならないと考えておるところでございます。

次に、2点目の公共施設の今後の運営、対応などについてでございますけれども、地域活動や公民館活動など、地域づくりや仲間づくりなどを目的に、多くの住民の皆さんに御利用をいただいておりますことは、議員御指摘のとおりでございます。

これらの施設につきましては、それぞれ設置条例、管理、運営規則などにより、利用の制限なども含め、施設管理上の必要な事項が定められており、その定めに沿って管理運営をしているところでございます。

御質問の今後の施設運営、対応ということでございますが、条例、規則な

どを基本とすることはもちろんでございますが、運営に支障がない限り、さまざまな場面に応じて、柔軟な対応を心がけてまいりたいと考えておるところでございます。

次に、2番目の御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の免許証自主返納制度の進捗状況についてでございますが、昨年10月より運転免許証自主返納に対する住民基本台帳カード交付手数料免除制度を設けているところでございます。制度の内容としましては、運転免許証を自主的に返納された65歳以上の方を対象として、住基カードを希望される方に対し、無料で写真撮影及び住基カード発行手数料の免除を行っております。

平成24年中の運転免許証返納件数は、県下で1,229件、時津警察署管内で56件、うち長与町31件となっており、住民基本台帳カード交付手数料免除制度を利用された方は、現在までに4件となっております。

2点目の過去の一般質問の進捗状況でございますけれども、黄色い旗運動につきましても、平成23年9月及び平成24年3月議会の一般質問の際に答弁いたしましたとおり、高齢者を初め、社会的弱者の安心・安全を第一に考えますことは、議員と同じと考えております。したがって、御提案のこの運動も一つの選択肢と考えております。

このことから、担当部署でも検討してまいりましたが、長与町地域福祉計画を推進するための長与町地域福祉活動計画が社会福祉協議会により策定され、現在住民参加による高齢者支援として、自治会を中心とした声かけによる見守り活動を進めているところでございます。

今後、長与町版地域支え合いICT事業と声かけによる見守り活動を進めていく中で、この黄色い旗運動につきましても、引き続き検討をさせていただきたいと考えております。

3点目の御質問についてお答えをいたします。

エコほたるに関しまして、平成25年10月30日、関係各課、波佐見町へ赴き、長崎県窯業技術センターの職員及び共同開発者より説明を受けております。用途といたしましては、現在、波佐見町内において、誘導灯として公共施設の階段、駐車場の車どめに使用しているとの説明でございました。

長与町といたしましては、遊歩道、新規道路の歩道について、費用対効果を勘案しながら、検討課題としたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

それでは、ある程度順を追って再質問に入らせていただきます。

先ほど答弁の中にもありましたように、限られた資源を大切に、その気持ちこそが現代日本の重要課題、循環型社会づくりを実現するキーワードであると思います。だからこそ、今の分別が住民に浸透し、受け入れられた理由ではないかとも思います。

本町は、27年4月に熱回収施設が稼働しますが、ごみ対策の基本的な考

え方がどのように変化していくのか、この点をまずお尋ねします。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。
理 事 (益富雅彦君)
お答えいたします。

この施設の建設工事につきましては、いよいよ11月末から本格的な工事に入っております、順調に進捗をしているということで組合からお伺いをいたしております。

先ほど町長が答弁を申し上げますように、地球温暖化問題を初めとして、低炭素社会、資源の循環型社会の構築を目指すという観点で、3R事業を推進をして、今後ごみ減量に努めてまいりたいと、そういう基本的な考え方につきましては、変更はございません。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
7 番 (金子 恵議員)

この新しい熱回収施設ですけれども、時津町と共同で実施しますが、多くの面でのすり合わせが必要かと思っておりますが、その点の進捗状況はいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部 生活福祉部理事。
理 事 (益富雅彦君)

現在、構成町会議という形で協議をいたしております。その中で、すり合わせをしているものにつきましては、不燃ごみ、それから粗大ごみ、それから直接持ち込みごみという形が大きなものとなっております。

不燃ごみにつきましては、先ほど答弁の中にもございましたけれども、長崎市への委託の関係で、遠くは山口県まで運ばれております不燃物に含まれます靴、かばん、プラスチック、長与町におきましてはその他のプラですね、そういう可燃性のごみについての協議、内容的には不燃物として今取り扱いがなされている部分を可燃物として変更しようという協議をいたしております。

それと、粗大ごみにつきましては、今全てリサイクルセンターで受け入れをしておりますが、完成をいたしますと、その受け入れ先につきましては、粗大ごみにおける可燃性の粗大ごみはどちら、不燃性の粗大ごみはどちらということの振り分けと、それから、直接持ち込みごみにつきましては、今度新施設ができますと、今まで以上に持ち込みの量もふえる可能性もあるということで、その辺について、持ち込み方について協議をしているところでございます。おおむね協議が調っておりますので、細部について今検討しているという段階でございます。

議 長 (山口経正議員)
7 番 (金子 恵議員)

ある程度協議の中で、いろいろとごみの処理の方法というんですかね、そういうものが変わったということですが、その他の協議を含めて、周知の期間を考えると、約1年しかないと思うんですよ。この間のタイムスケジュール、住民に周知をするまでのタイムスケジュールというのはできておられますか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

(益富雅彦君)

先ほど申しましたような協議を行っておりますが、協議が大体調いますと、周知を進めていこうという話を構成町会議の中で行っております。そういう中で、余りに早過ぎるのもどうかとかいう意見もございまして、26年度の秋口から広報活動をしようかということで、今話をいたしておるところでございます。

議長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

それでは、その構成町会議というものなんですけれども、このメンバーなんですけど、行政だけで決めているのか、そこに住民は含んでいるのか、この点はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

(益富雅彦君)

構成町会議におきましては、メンバーにつきましては、組合の職員、それから長与、時津の両町の所管の部長、課長及び担当者で構成をいたして協議をいたしております。今住民とおっしゃられましたが、住民の方はその中には入ってございません。

議長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

そうですね、まず、このごみの現状というのを住民に知ってもらう必要があると思います。ここが大事ではないかと思うんですね。このあたりから両町の分別など、回収の統一化、そういうものを図る必要があると思いますけれども、この点はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

(益富雅彦君)

分別、回収の統一を図る必要性ということでございます。

現在その手法が異なるものとしましては、瓶、缶の収集があらうかと思っております。もう御存じのとおり、時津町はステーションでの回収と、長与町では拠点回収を行っているわけでございます。これにつきましては、組合のほうといたしましては、以前から話があっているわけでございますけれども

も、処理自体には支障がないということでお聞きをしているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)
現状を把握して、両町の合意形成を図ることが大切であると思いません。それがやはり行政の役目かと思えますけれども、これは、町長、いかがでしょう。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)
当然図れるべきところは図っていきたいということです。例えばごみ袋でございますね、ごみ袋をじゃあ統一しようかという意見もあるんですけども、ごみ袋は長与町の場合は「ほほえみの家」でつくっていただいておりますよ。そういった仕事はしてもらおうということです。時津は違うということありますので、それを統一するというと、やっぱり非常に無理があるということもありますので、統一できるものは統一すると。できないものは、もうそのままうまくお互いに話し合っていくというようなことだと思っています。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)
住民が納得できるような、不燃物、可燃物、そういうものの仕組みというか、分別の方法が変わったということがもしあれば、できるだけ両町が足並みをそろえていくということを考えていただけたらいいのかなと思います。
次に、拠点回収のことでちょっとお伺いします。
本町は、資源ごみの回収ということに関しては、先進地と言っても過言ではないほど、やはり住民の協力のもと、成果を上げています。今では議会の中でも、今までずっとそのあり方について問われてきましたけれども、今の時代、リサイクル、先ほど3Rとおっしゃいましたけれども、長崎県は4Rですよね。この中に、一応発生抑制というものが入っているということで、これというのは、当然のことであって、これからも続けていくべきであることは理解しています。ただ、それが本当に住民の声なのかというと、いつも疑問に感じるんですね。
改めてお聞きしたいのですが、この拠点回収のメリット、これはどこだとお考えになってますでしょうか。町長でも構いません、再度お聞かせいただければありがたいです。

議 長 (山口経正議員)
生活福祉部理事。

生活福祉部 理事 (益富雅彦君)
拠点回収のメリットということでお答えをさせていただきます。
答弁、当初の答弁にもございますように、資源の循環型社会というのを目

指す上で、環境問題を考える上で、啓発効果は絶大であると考えております。それと、いつも申し上げておりますことですが、地域、また自治会、コミュニティの活性化、それから結束力ですね、地域の結束力を図る力があるんだろうと考えております。それと、高齢者対策、これにつきましては、この拠点回収を始めるときから開始をいたしております高齢者等のごみ出し支援事業、それから昨年、一昨年ですかね、から始めました自治会での個別回収等々でメリットを考えております。

それと、環境問題を考えるという上におきましては、リサイクルセンター等の見学をされた方も、もうこの中、随分いらっしゃると思います。そういう中で、一目で見てわかったことがあると思います。それは、ペットボトル、それと容器包装プラスチックだと思っております。一目でこれは長与町ですよとわかる、そういう環境教育が大人から子供までできていると、そういうところがまさにメリットではないかと思っております。

7 番 (金子 恵議員)

ごみ出し支援ですとか、個別回収ですとか、そういうふうに住民の負担を考えていろんな施策をされているということもよくわかります。コミュニケーションをとるための場であるということもよくわかります。ただ、拠点回収をしなかった、その前は、コミュニケーションがとれていなかったのかということに戻ると、それはどうなのだろうというふうに、そういうふうに考えたりもしますけれども、それは置いてきまして、現在自治会長をさせていただいてます。毎月第3日曜日は、担当の班と一緒に、朝の7時から8時半過ぎまで、資源化物の回収をしているんですけれども、私がいる皆前自治会というところは、持ってきていただいた方にティッシュペーパーを、箱のティッシュペーパーを1個ずつお渡しするんですね。毎回数を、2カ所ですてますから、合計しますと、ほぼ90個、世帯数は330です。実際に持ってきてくださるのは90、約90世帯ということですよ。要するに3分の1程度しか来られていないということが実際なんですけど、現状なんですけど、この現状はどう捉えられますか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

拠点回収につきましては、所管として、拠点回収を回らせていただく中で、皆前自治会を初め、数カ所の自治会でこういう取り組みをしていただいております。それにつきましては、本当に感謝を申し上げる次第でございます。

3分の1ということは、もう今実際に数字として出ているということでございますので、それはもう一定重く受けとめなければならないと考えます。一言言わせていただくなれば、たまたまそのときに都合が悪い方もいらっしやったりと、そういうことのめぐり合わせ等もあって、押しなべてそういう形もあったのかなと、こういうようなところもちょっと考えております。それと、一番最たるものは、やはりこの資源化物の回収につきましては、民間の業者も参入をしているという現状もございますし、新聞各社の努力もある

うかと考えております。そういう部分で、やはり減少しているのかなというふうには思っております。

一つ、今年度新たな取り組みといたしまして、町内の小・中学校、それから拠点から出てまいります牛乳パック、それを再生利用をいたしまして、長与町のオリジナルトイレットペーパーを作成をいたしております。拠点を巡回をさせていただき折に、それをお持ちして、このトイレットペーパーの意味ですね、こういう形でつくってあるんですよと、一つの環境教育として御説明をさせていただいております。大変好評をいただいているということで、今後これを、またもう少し違った形で活用できないかということで考えてまいりたいと思っております。以上です。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

周知が足りないのか、それともほかに出しているのか、別の日に拠点に持ち込んでいらっしゃる方がいるのか、そのところは、この数字だけでは実際把握はできないですけれども、ほかにも長崎市に持っていっているという話を聞いたこともあります。そして、コンビニの関係者の方から、もうまさにもう家庭から持ってきたであろうという、そういうふうと思われる缶やペットボトルのごみを捨てていくという、そういう苦情もよく聞きます。だからといって、私はその人たちに環境意識がないと断罪することはいけないと思います。私がここで言いたいのは、やはり思う以上に負担と思っている住民もいるのではないかとということです。考えていただきたいのは、地域住民の負担というところを、不満な部分をまずは吸い上げる、そういうその必要があるのではないかとということです。

こういうことを考えると、町長のお考えとして、どういうふうな見解をお持ちか、お聞きします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

これ、最初に金子議員がおっしゃった中で、非常に地球温暖化の問題があると。その中で、行政と住民が一体になって、低炭素社会、循環型社会への転換を目指すというようなおっしゃってましたけども、まさしくその実行だと私は思っているんですよ。多少負担があるかもしれませんが、だけど、私は皆さん方と一緒に、朝、拠点回収に参りましたけども、やはり和気あいあいとしゃべっておられるんですね。そこにコミュニケーションが発生してて、私はいいなと。これがなかったら、すれ違うというかな。特に最近は集合住宅が多いので、あんまり話をする機会がないんじゃないだろうかというようなことも思います。

それと、やはりそういったことの中で、長与を見て、長与は非常にきれいな町だなと言っただけの方が大変多うございます。私は大変それをうれしく思っています。やはり将来の子供たちにこの未来を託していくというと

きに、私たちが分別と云ったら、ほかの分別よりも若干長与のほうが高いか
もしれませんが、その分、やはり未来にかけて、皆さんが高邁なる志を
持ってやっていただく。そして、長与町を立派な町にしていくと、そういう
観点から、皆さん取り組んでいかれているし、そしてまた、そういう形でこ
ういった形を決めていただいている保環連の方々も含めまして、そういう対
策をしていただくものと私は解釈してます。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

町長のお考えはよくわかりました。

先ほど言いましたように、吸い上げる必要があるのでは、その不満な部分
をですね。その結果によって、負担と考える住民が多ければ、やはり住民を
含めたところで、再度構築し直す必要性が出てくるのではないかと思います。
それが合意形成というものだと思ってます。町長がよくおっしゃる住みやす
い長与町ということ考えたときに、アンケートなどをすることでやっぱり
実態を把握するべきだと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

議員御承知のとおり、町民意識調査というのは当然やっております。やっ
ておまして、それを踏まえて、保環連のほうでこれをやっていこうという
ことで、一時期、議員おっしゃるような形で、もう少し考えたかどうかとい
う話があって、再度、保環連の方々に御協議いただきましたところ、賛成が
多数でこういう形になっておるわけですね。だから、こういった、この問
題につきましては、私はそのほか、保環連の方々から苦情があるとか何かと
いう話が多かったら、その分で考えることもありますけれども、今のところ
は、保環連の方々からのほうからの苦情とか、そういったものがあるよう
には私は思っておりません。

議 長 (山口経正議員)
金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

余り言うと、私が拠点回収を全て否定しているようで申しわけないんです
けれども、私は拠点回収自体がいけないとは思ってはいません。必要な、中
にコミュニティーのことですとか、考えれば、やっぱり拠点回収のメリット
というのは多分にあると思います。ただ、負担と考える住民がいなければい
いけれども、いるということが実際わかっているわけですね。この上のほ
うで賛成多数で皆さんがいいと言っているからということで、トップダウン
で来られても、やはり不満を持っている方の意見というのは、そこには通ら
ないわけですよ。だから、そういうところをちょっと考えていただきたいな
と思ってるのが1点です。

ヒステリックエコという言葉をお聞きでしょうか。これは、エコに対して

異常なくらいに責任感を、責任感が強いがために何でも資源資源と、必要以上にとらわれたようなことになることだそうです。今資源のリサイクルというの、やはり日進月歩で進んでいますよね。そこまでしなくてもという、そういう場合もあります。

例えば透明の瓶なんですけれども、これは実際に住民の方から聞いたことです。透明の瓶のラベルを剥がさなければいけない、いや、剥がさなくてもいいんだよ、いや、どちらでもいい、こういうふうに皆さんばらばらなんですよ。これによって、近隣のトラブルが起こっていると、実際に起こっているんですよ。この曖昧さをなくすというんですかね、この曖昧さを、ここまでやってくださいという詳細な説明というか、一貫した基準というのをやはりつくるべきだと思うんですね。これによって、トラブルを回避できるのであれば、ここはやはり取り組んでいただきたいと思いますけれども、こういうところは検討していただく考えはありませんか。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

今おっしゃられるようなことは、私もお聞きしたことがございます。その点につきましては、十分検討しまして、そういうトラブルが起きないように形で進めてまいりたいと思います。

議長 (山口経正議員)

金子議員。

7番 (金子 恵議員)

では、その点だけでも早目によろしくお願ひしたいと思います。

では、次に、庁舎から出されている機密文書についてお尋ねします。この機密文書の処理ですね、処理についてお尋ねします。

機密文書というのは、大手企業の場合、金額的にも高い情報とか、会社自体の根幹を揺るがすような情報なども入っています。もちろんその中に含まれる個人情報も同じですよ。そんな中でもやはりリサイクルをする、廃棄物を抑制する、出さない、つくらない、そういうふうに意識が変化してきていると思います。そんな中で、やはり完全に外に出ることなく、リサイクルできますよという、紙類の廃棄物のリサイクル業者というのが今結構出てます。もちろん町民の大切な情報が漏えいというか、外に出るというリスクは非常にありますけれども、危険もありますけど、それ以上にやはりしっかりした企業もあります。こういった機密文書さえもしっかりしたりサイクルをするんだ、そういうところにぜひともこぎつけたいなと思っています。

現在長与町において、この機密文書をどのようにされているのか、まず現状をお伺いします。

議長 (山口経正議員)

生活福祉部理事。

生活福祉部理事 (益富雅彦君)

個人情報を含む機密文書につきましては、文書管理規定というのがござい

まして、それに基づき、毎年廃棄処分を行っております。その処分のほうで環境対策課がかかわっておるわけでございますけれども、処分につきましては、環境対策課の直営班というのがございまして、直営班でもって直接、長崎市の東工場に搬入しまして、焼却処分ということで行っております。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

温室効果ガス排出の削減を初めとして、地球環境の保全のため、機密文書のリサイクルに対しても本町もやっぱり取り組んでいくべきではないかと思えます。この件に関しましては、やはり長崎県のほうも6月議会でしたっけね、県知事の答弁の中に、実施の方向でやっていく予算をとっていくというふうに答弁されてらっしゃいます。また、隣の時津町におかれましては、平成23年から取り組んでいます。今は時津町内の事業者のほうへ周知というところまで進んでいます。

やはり町内の資源化物に関しては進んでますけれども、足元の庁舎内のリサイクルですね、そういうことはちょっと、普通の雑紙とか、本とか、そういうものはリサイクルに回してらっしゃるのでしょうけれども、この機密文書に関しては、燃やすということでもありますので、温室効果ガスの排出の削減ですとか、地球環境の保全のためという部分で、機密文書のリサイクルに関しても、本町もやっぱり全庁的に積極姿勢をとるべきだと考えますけれども、町長の見解を求めます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃったように、確かにほかのところではそういった対応をしているところがあるんだなというふうに思っております。私たちが一番怖いのは、町内の機密文書が漏えいすることが一番怖いんですよね。ただ、今、議員がおっしゃるように、それが担保できる、つまり機密文書が漏えいできないということが担保できるということが、私たちが調べて確認できたら、それはもうリサイクルしたほうがいいわけですので、燃やすよりもリサイクルしたほうが資源の再活用になりますので。だから、そういったことも踏まえて、その分については研究して、そういう形ができるということであれば、そちらの方向で進めていきたいというふうに考えています。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど言いましたリデュースは、3Rですね、4R、リデュースは減量、まずごみになるものを減らすことです。資源を有効活用した製品づくりや販売方法、消費行動の定着がやはり求められている。リユースは再使用、何度でも使うことで、天然資源消費を抑え、再使用できないもののみ、循環資源

としてリサイクルして再利用する。そして、発生抑制であるリフューズ、この4Rの優先順位を生かす心が、やはりもったいない、その精神そのものだと言えると思います。そして、それこそが行政の言う循環型社会ですとか、低炭素社会につながると思いますので、そういった取り組みのほうをよろしくお願いしたいと思います。

では、次に、2番のほうの施設運営、その対応ということなんですけれども、やはり今回の議会においても、インフラ関係に対する施設の質問というのは多々あるようです。

私はちょっと視点を変えまして質問したいんですけれども、前回の一般質問において、同僚議員の質問に、某施設に対して住民の不満を聞きますという質問がありました。例えば丸田荘の場合なんですけれども、私もことしに入り、同じことを言われます。丸田荘なんですけれども、ボイラーの修理以前は、やはり時間前にでも2階に行って、2階の広間に行って、おにぎりの1個でも食べて、ゆっくりお茶を飲んで話をして、そしてゆっくりとお風呂に入って、皆さんとコミュニケーションをとって、帰るということができていたそうです。ところが、今は12時まで入ることができません。施設再開後、一時はそれを知らずに行った住民の方が施設自体に入れずに、暑い中、丸田荘が再開されたのというのは暑い日だったと思うんですけれども、その暑い中で、高齢者を施設の外で立って待たせていたということを聞きました。その後、熱中症を心配して、1階の入り口付近に椅子を置いて、12時まで待ってもらおうという対応に変わったそうです。それが現状です。

しかし、よく考えてください。丸田荘は住民福祉を考えて、わざわざボイラーの修理までしてから残した施設ですよ。気持ちよく皆さんに利用してもらおうことが一番だと思うんですけれども、この現状を町長、どう捉えますか。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

丸田荘のボイラーが壊れたときに、もう私はすぐこれを直しなさいと、早く再開させなさいということで、早急に対応をしました。そして、その後、私もまた丸田荘に行きました、再開しましてね。そのときは、皆さん方気持ちよく入っていただいておりますので、今、議員から聞いた話は初めて私は聞きます。

一回、その前、本川内のほうでもいろいろあったということがありまして、前回の議会で。そのときもすぐ調べに行ったんですけれども、そういったことがもしあるんならば、私は徹底的にこれは直していきたいと思っております。ただ、とは言いつつも、やはり決まりとか、公民館の決まりとか、浴槽の決まりとかというのがございますので、そのあたりの整合性というのはあります。ただし、柔軟に対応できるところは精いっぱい柔軟に対応してやっていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

住民の方も所管のほうに言ったようです。12時からでない職員が来ないからということも一つ理由にありましたし、それを考えると、こちらのほうから、利用する住民側から言わせたら、多分職員の方が3人ぐらいいらっしゃるんですけども、その中のお一人でいいので、30分ずらして早目に来ていただいて、30分早目に帰っていただく。そしたら、予算には関係ありません、多分支障はないと思いますし、普通、町長、民間の出身ですから、多分わかると思いますけど、民間のサービス業であれば、そのくらいの融通というのはきくはずというか、そのくらいの配慮はすると思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

町 長 (吉田慎一君)

私はこれは、そのあたりは、職員の皆さんには口が酸っぱくなるほど言ってますので、もう一回職員を調べてみます、どうだったのかね。そして、あと、今の時点で、一方的な話だけ聞いて、ちょっとできない部分もありますので、そのあたりは十分調べをさせていただいて、それから判断をしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

そういうふうに言われると、ちょっと後の質問が続かなくなるんですけど、役場というのは最大のサービス業とよく答弁の中にもおっしゃいますけれども、実態を把握して対応していくということがサービスの基本だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

先ほど出勤をずらすということを私言いましたけれども、それが例えばできないのであれば、今、丸田荘の開館時間が12時なんですけれども、長崎バスの便というのが10時48分と12時18分なんです。これは大体、便がないのを長崎バスのほうにお願いして、丸田荘経由で回ってもらっているということであって、そこはもう本当、長崎バスの方にはとってもありがたいと思うんですけども、住民目線で考えますと、じゃあ、その開館時間に合わせてそのバスの便をずらしてもらおうというか、1本後を丸田荘に回してもらって、そういうふうな対応はできないのか。これが当たり前だと、実は私は思うんですけども、いかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)

生活福祉部長。

生活福祉部 長 (田島弘明君)

丸田荘の職員の配置の件につきましては、今私どももいろんな委託をしている分でありますので、協議をさせていただきたいと思います。

そういうふうになったというのは、職員がお風呂の管理のためにぎりぎり

まで待合所とか何かの確認ができないというところで、もし食事、喉を詰まらせたときの対応とか、いろんな事故を想定して、ちょっと職員がいないところでお待たせしてて事故があったときに困るということで、現在は1階のほうで、職員が見れるところでお待ちいただいているような状況です。

今後は、先ほど言いましたように、勤務体制が、バスを動かすの、ちょっと難しいと思いますので、勤務体制で対応していけるように、委託先と検討させていただいて、住民が納得できるような形にやっていきたいと考えております。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

そうですね、事故と言われたらそうなんですけど、おにぎりを喉に詰まらせてどうというのは自己責任ですよ。そういうふうに自己責任と言われたら、こちらにも管理責任があるとおっしゃると思うんですけども、その管理責任というのは、やはり保守というか、自分たちを守る管理責任になってはいけないと思うんですよ。やはり住民の立場での管理、責任というところで考えていただきたいですし、使い勝手が悪くなるって、悪くなったっていう苦情があるっていうことは、やはりもうもとに戻ると、丸田荘の施設自体、わざわざ修理してまで残す必要があったのかというふうな問題になってくるんですけども、その点を考えますと、やはり地域の声でしたので、丸田荘の再開はですね。ですから、この再開したのと同時に、やはりサービスが少数の方のためにサービスをと、一度私そういうふうなことも聞いたことがあるんですけど、そういうことではなくって、いつどこでどのような範囲の住民の方が使われるかわかりませんので、やっぱり住民サービスということ、住民福祉、住民サービスということ念頭に置いた運営、対応、そういうことを望みたいと思います。

では、次に、一般質問の進捗状況ということで、3つほどピックアップしたんですけども、周りから、一般質問でいろいろするけれども、言いっ放しだよねということ言われたので、やはり今現在どういうふうになっているか、どういうふうに変えてきたかということも確認する必要があるのではないかなと思って、やや、約この3点ほどを出してみました。

免許証の自主返納ということで、返納制度についてなんですけど、これは住基カードを交付、写真つきの住基カードを交付しているということですけども、県警のほうで、今度から、来年の4月だったと思うんですけど、免許証経歴証明書というのを発行すると聞いています。この証明書が発行されたら、住基カードも似たようなサービスになると思う、同じようなものになると思うので、ほかのことを考えてもいいかなと思うんですが、11月13日の長崎新聞に、茨城県の城里町の取り組みというのが載っていました。その中に、社会福祉協議会が町の補助を受けて、06年から運営している3台によるデマンド交通、ふれあいタクシーというのがあるらしいんですけども、うちはもうコミュニティーバスとか、そういうデマンド交通というのが

まだ確立されていませんので、これは長与町にとっては合わないかもしれないんですけど、これをタクシー券、バス券、そういうものにかえたとして、利用券1万2,000円分などを自主返納した65歳以上の方に送る支援事業を行っているということです。

本町でも、高齢者の運転による事故をなくすため、日常の足にかわるきめ細やかな支援が必要だと思うんですけども、住基カードを今されているということですけど、今後その一歩先のことを何か検討されている、検討していくという考えはありませんか。

議長 長 （山口経正議員）
地域政策課長。

地域政策課長 （大津鉄治君）

この免許証自主返納制度につきましては、昨年10月から実施をいたしております。それから、議員、今言われました警察が発行いたします運転免許経歴証明書、これにつきましては、本年の4月から多分実行されておるものと認識しております。それで、あと、今現在としては、写真撮影とカードの発行手数料の免除ということでの対応をさせていただいております。一方の長崎県においては、島原半島等では、タクシー事業者、タクシー協会ですが、が先ほど申された運転免許経歴証明書を提示することによって、1割引きというような、12月からそういったサービスも実施をされております。その新聞報道を見まして、私どもも県内としての取り組みはどうかということで、県のタクシー協会等とも確認をさせていただいた折には、今後予定されております県内のタクシー事業協会の理事会等において、そういうふうな働きかけを行う予定にしているというような返答をいただいております。

ただ、別に、あと、免許返納者に対してのそういった支援制度を設けることは考えないかということにつきましては、特別これに対してそういう支援制度というところは、現在考えておりませんが、いろいろ市、町によれば、高齢者福祉対策としての一環として高齢者バス支援とか、タクシー支援とか、そういった事業等を取り組んでいらっしゃる場所もございます。そういうところも参考にしながら、こういう、まずはこの制度自体の啓発、そういうものについて取り組む予定といたしておりますので、今のところほかの支援策等については考えておりません。

議長 長 （山口経正議員）
金子議員。

7番 （金子 恵議員）

2番のほうに、(2)のほうにちょっとかかってくるんですけども、自主返納制度を推進していくということの一つに、認知症というのがあります。この認知症というのは、見守りを近所の人ですとか、自治会、民生委員、そして社協、役場の方という皆さんで見守っていくということであるんですけど、認知症であるということで、本人がその自覚がないことがやはり自主返納をしてもらえないことの原因であるというふうに新聞に載っておりました。

この認知症というのは、やはりこれからふえる一方のもので、対応というのは考えないといけないと思うんですね。認知症のまんまで運転されて、事故をされても、私ももう考えるだけでもやっぱり不安ですし、そういう場合、認知症の方への対応というのはどのようにされているのか。自主返納制度ということも絡めてなんですけれども、何か認知症の高齢者への対応、見守り、そういう部分の現状というのをお聞きします。

議 長 (山口経正議員)

金子議員に申し上げますけど、免許返納に限っての認知症対策ですか。

7 番 (金子 恵議員)

そうです。

議 長 (山口経正議員)

地域政策課長。

地域政策 (大津鉄治君)

課 長 この免許返納につきましては、基本的には本人さんの意思、あるいは御家族のお考えのもと、本人さんの承諾を得ながら返納されるものと認識しておりますので、特別、認知症だからという判断は、こちらとしてはいたしておりません。

議 長 (山口経正議員)

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

済みません、質問の仕方がちょっと下手で。

そうですね、自主返納制度に対する認知症の方の対応というのは、やはり家族でないといけないということなんです。説得も家族の方に説得してもらおうということが基本なんですけれども、国立長寿医療センターというところがあって、その荒井由美子さんという先生がいらっしゃいます。この方が認知症の家族が本人と話し合いする際のマニュアルというのを作成されています。これは長崎新聞に載ってたんですけれども、このようなものを参考に、やはり事故が起こる前の対応をお願いしたいと思うんですけれども、万が一児童の通学時間に事故でも起きれば、それこそ大事故につながりかねませんし、家族、本人を含め、これからふえるであろう高齢者の認知症に対する講習会、そういうものっていうものも検討すべきかと思えますけど、それでは、今の質問は、申しわけないんですが、自主返納制度、この分に関係なく、認知症の対応ということで質問をさせていただければと思います。

議 長 (山口経正議員)

金子議員に申し上げます。その分は、質問の範囲を超えておりますので、注意いたします。

金子議員。

7 番 (金子 恵議員)

済みません。2番のほうに移ります。

2番の高齢者の見守りに対しということで、いろんな、黄色い旗運動ですとか、業者とか新聞社の方、牛乳配達の方や宅配便の方、そういう方に一緒

になって見守っていただくということで、そういうことを何度か一般質問の中で行ってきました。

その中で、先ほどの質問にちょっと戻るんですけども、この見守りの中に、地域の中に、はっきり言って高齢者の認知症の方がいらっしゃったりします。そういう高齢者の認知症の疑いがある方のひとり暮らしの見守り、そういうことはどういうふうに対応されてますか。

議長 (山口経正議員)
生活福祉部長。

生活福祉部長 (田島弘明君)
先ほど地域政策課長も言ったんですけども、認知症というのはなかなかわかりづらいということがありまして、家族からの提示がなければ私どももわからないと。ただ、民生委員さんによって、地域の中での認知症ということがわかれば、そういう人たちを見守っていただくような形で今対応をさせていただきます。

議長 (山口経正議員)
金子議員。

7番 (金子 恵議員)

この見守りの中で、やはり民生委員の方、自治会長さん、各自治会の自治会長さん、そして近所の方ですとか、そういう方にまずは見守ってもらうということで、いろんなマップの中に落とし込んでいる高齢者のひとり暮らしの方とか、そういうことを民生委員の方と話をしたりするんですけども、そういう中で、認知症というのは、やはり個人的なことでもありますし、本人の自覚がないということで、なかなか危険な部分があったり、何か行動がおかしいなっていうのがあっても、なかなか言えないというところが実際のところで、それを自治会の中でどうしましょうか、こうしましょうかというふうにやはり気をもんでしまう。そのときに、やはり何かあったら、地域ケア会議ですとか、そういうものの活用というのが考えられるんでしょうけれども、そういうところは、この地域ケア会議というのはちゃんと機能しているのか。そして、そのケア会議が設けられた、その後の対応というのはどういうふうに行われているのか、その点はいかがでしょうか。

議長 (山口経正議員)
介護保険課長。

介護保険課長 (藤井尚武君)

地域ケア会議につきましては、その対象となる人に対して、関連のある方にそれぞれ集まっていたいて、その対応を話し合うということで、地域ケア会議ということでやっております。その後の対応と申しますのは、その方が介護の認定を受けておられる方であれば、ケアマネジャーさんがついておられるし、そうでなければ、私どもの訪問看護師というのがありますので、その看護師が定期的に訪問をしますとか、そういうようなことでの対応になってこようかと思えます。

- 議 長 (山口経正議員)
金子議員。
- 7 番 (金子 恵議員)
ひとり暮らしをされている認知症の方というのが、多分把握されていると思うので、近所の方のことを考え、その対応はしっかりとお願いしたいと思います。
質問を終わります。
- 議 長 (山口経正議員)
場内の時計で14時10分まで休憩します。
(休憩14時00分～14時10分)
- 議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順9、内村博法議員の 長与町の防災管理体制について、 長与町情報化計画について、 いじめ及び体罰の防止対策についての質問を同時に許します。
- 3 番 (内村博法議員)
皆さん、こんにちは。
それでは、早速質問に移りたいと思います。大きな質問項目として3項目あります。よろしく願いいたします。
まず、 長与町の防災管理体制につきまして。
ことし10月、東京都伊豆大島では台風26号の大雨による土石流で甚大な被害を受け、多くのとうとい命が奪われました。この災害で、大島町は避難勧告、避難指示を発令しなかったため、その対応が問題視されております。また、ことし発生しました長崎市のグループホーム火災や、それから福岡市の病院火災では犠牲者が出ており、火災予防に対する管理体制の不備が指摘されているところがございます。これらの災害は、安全・安心して暮らせるまちづくりを目指している行政にとって、多くの課題や教訓を与えました。
そこで、次の点について質問いたします。
(1)本町の避難勧告、避難指示等の発令の判断基準はどのようになっているのか伺いたいと思います。
(2)小・中学校の耐震化は完了しましたが、他の公共施設の耐震化計画について伺いたいと思います。
それから、(3)急傾斜地崩壊危険箇所等の設定、点検、周知についてはどのように運用されているのか伺いたいと思います。
(4)役場庁舎及び小・中学校、その他の公共施設などの防火管理体制はどのようになっているのか伺いたいと思います。
それから、 の長与町情報化計画についてです。
ことし8月の全員協議会にて、町から長与町情報化計画案について、概略の説明を受けましたが、これに関し、次の点について質問いたします。
(1)本計画は、今回初めて策定されていますが、その基本理念や町行政

における本計画の位置づけはどのようになっているのか。また、8月の説明以降、計画の変更等はないのかどうか伺いたと思います。

(2) 町が実施した住民アンケート調査結果によれば、長与町のホームページを見たことがない人が過半数という結果になっております。また、防災行政無線で放送した内容のメール配信登録者数が268件と、非常に少ないですけれども、これらの対策を今後どうするのか伺いたと思います。

それから、(3) 長崎県の地域支え合いICTモデル事業計画に基づいて、本町でも本事業が導入されていますけれども、どのような進捗状況になっているのか伺いたと思います。

いじめ及び体罰の防止対策についてですが、いじめにつきましては、大津市の中2男子生徒の自殺をきっかけに成立しましたいじめ防止対策推進法が施行され、国と学校にはいじめ防止のための基本方針の策定が義務づけられることになりました。また、体罰については、平成24年度、昨年度の体罰実態調査結果がことし8月に国及び長崎県から公表されています。

そこで、次の点について質問いたします。

(1) いじめ防止のための基本方針の策定状況について伺いたと思います。

(2) ネットいじめが深刻な状況となっておりますが、これの対策はどうしているのか伺いたと思います。

(3) 本町の体罰実態調査結果を踏まえて、今後どのように体罰防止に取り組まれるのか伺いたと思います。

以上、質問いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

それでは、内村議員の御質問にお答えをさせていただきます。

3番目の御質問につきましては、所管をいたしております教育委員会から回答をいたします。私のほうからは、その他の御質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1番目1点目の本町における避難勧告、避難指示等の発令の判断基準についてでございます。

毎年開催する長与町防災会議において御承認いただく長与町地域防災計画の中に避難勧告及び避難指示の基準を定めておるところでございます。災害の種類及び地域性などにより異なりますが、气象台からの豪雨、台風等の災害に関する警報や関係官公署からの同様の通報があり、避難を要すると判断される場合において、町長や警察官、海上保安官等が指示者となり、発信するものと規定をしておるところでございます。

2点目の小・中学校以外の公共施設の耐震化計画についての御質問ですが、平成23年度長与町耐震改修促進計画書を策定いたしております。目標年度といたしましては、平成27年度としておりますが、各所管課に予算を確保しながら、長期的に対応を行っていく必要があるものと考えておるところで

ございます。

次に、3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

急傾斜地崩壊危険箇所の設定及び周知につきましては、当該危険箇所も含め、土砂災害危険箇所として、長崎県が一定の仕様に基づき、大雨などにより土石流の発生、崖崩れの発生、地すべりの発生のおそれのある箇所を調査し、公表をしているものです。身の回りにある危険をあらかじめ知っておくことで、万が一の災害に備えましょうとして、長崎県のホームページで箇所の概略を閲覧できます。

対策施設の点検でございますが、現在施工済みの町管理の急傾斜地についての点検につきましては、維持管理での除草作業等を行い、あわせて点検を行っている状況であります。また、ニュータウン地区に関しましては、点検の委託を行い、その結果を踏まえ、補修工事を行っております。また、土砂災害防止法指定のため、基礎調査を長崎振興局により平成26年度より平成28年度までの3カ年で行う予定をしております。

次に、4点目の御質問についてお答えをいたします。

役場庁舎及び小・中学校、その他の公共施設等の防火管理体制につきましては、消防法の規定に基づき、防火管理者を定め、消防計画を策定して取り組んでいるところでございます。

また、防火避難訓練につきましては、消防設備点検業者も参加し、長崎市北消防署浜田出張所の立ち会いによる指導のもと、消防計画に基づく初期消火、通報連絡及び避難誘導など、実際の火災時に適切かつ迅速に対応できるような避難訓練を実施をしております。

なお、消防施設設備の安全点検及び整備につきましても、業者に委託し、点検を年に2回実施し、点検により指摘を受けた設備につきましては、随時整備を行っているところでございます。

今後も防火管理体制につきましては、万全を期してまいりたいと考えております。

次に、2番目の御質問についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問につきまして、基本理念や町行政における位置づけ、8月の説明以降の変更等はないのかということでございますけれども、今後の少子高齢化社会の到来に向けて、効率的な行政サービスを図るとともに、子供から高齢者の方々まで、町民が安心して長与町に住み続けられるようなまちづくりを行う必要があります。そのため、急速な進化を見せているICTを活用し、情報環境の整備、情報発信、共有機能の高度化など、長与町全体として総合的な地域情報化を図ることで、成熟したまちづくりを行うものでございます。

この計画は、長与町第8次総合計画に定められた事項について、ICTをどう利活用していくかを示し、これからの長与町の防災、支え合い、コミュニティーの結びつき、人材育成などのまちづくりにおいて、情報環境の整備に向けた基本的施策を示したものでございます。

なお、本年8月に御説明いたしました情報化計画案につきましては、コン

パクトシティ構想推進委員会及び総合開発審議会の審議を経て、内容を変更することなく、計画として決定し、公表させていただいたところでございます。

次に、2点目の御質問、住民アンケート調査結果に対する今後の対策についてでございます。

住民アンケートは、パソコンを所有していない人、つまり必要ないとか、興味がないとかいう人も含めて、町のホームページを見たことがない人が過半数であるとの結果であり、逆にネット環境が整っている人で見ると、こういった数字は出てこないのではないかと推測をしております。

なお、参考までに、ホームページへのアクセス件数を申しますと、24年度は1日平均554件であったのが、25年度は662件と、かなりのペースで上がってきています。さらに、ホームページに関しましては、現在リニューアル中でございますので、来年には公開できるよう準備を進めてまいります。

次に、3点目の御質問についてお答えをさせていただきます。

地域支え合いICTモデル事業の進捗状況でございますが、現在、地域支え合いICTモデル事業のシステムにつきましては、長崎県と協議を重ね、基本となるシステム構築に着手しているところでございます。

また、モデル地区への説明については、10月27日及び11月2日に、百合野3自治会を対象に、自治会役員のほか、現在社会福祉協議会と自治会で実施しております高齢者見守り事業の福祉員さんにも御参加いただき、説明会を実施しております。

今後、長与町版の地域支え合いICT事業内容やモデルの対象となる100世帯の選考につきましても、自治会と協議しながら進めていきたいと考えておるところでございます。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

のいじめ及び体罰防止対策について、(1)のいじめ防止のための基本方針の策定状況について回答いたします。

ことしの9月28日、いじめ防止対策推進法が施行され、国及び学校は、いじめ防止のための基本方針の策定が義務づけられたことは、議員御指摘のとおりでございます。

これを受け、国は10月11日にいじめの防止等のための基本的な方針を策定し、関係機関に配付したところです。これは、35ページにわたる詳細な内容ですが、各学校はこれを参酌し、自分の学校の基本方針を策定する方向で準備をしているところでございます。

こういう状況の中、県教委は長崎県いじめ防止基本方針策定協力者会議を開催し、今月中をめどに長崎県いじめ防止基本方針を策定しまして、県下に配付する計画でございます。

したがって、各学校では、国と県の基本方針を参酌し、本年度中に自

分の学校の基本方針を策定していただくよう、既に通知をしているところでございます。

2点目のネットいじめが深刻な状況になっているが、この対策はどうかということですが、本当に世の中の便利なツールとして、あるいはビジネス戦略として、IT産業の粋を集めて開発されたであろう、この携帯やスマホがこれほどのスピードで青少年の間でトラブルを起こす要因となっていることに対し、驚きと同時に、学校、家庭、地域の連携による対応策を急がなくてはならないという危機感を強く持っているところでございます。

現在行っている対策は、県から配付されております情報モラル資料集などを使って指導したり、あるいは保護者を対象とした家庭教育学級で具体的な問題事例を取り上げながら、持たせるならば、保護者の責任でというふうに訴えたり、学校だよりの中で啓発したり、学校警察連絡協議会での情報を校内研修会で事例研究として取り上げたり、あるいは県教委が主催して実施しますメディア安全研修会というものに参加し、それを各学校で伝達しながら対策を行っているところでございます。

本町では、数年前から「今のあなたに携帯電話はいらない。顔を見て、目を見て話せばあたたかい」というキャッチフレーズで取り組んでまいりましたが、もはやそれでは追いつかないというのが現状でございます。

3点目の本町の体罰実態調査を踏まえての対策でございますが、平成24年度の体罰調査の結果が公表され、長崎県は全国で飛び抜けて多かったということにつきましては、周知のとおりでございます。

そういう状況でスタートとしたことし5月、県教委は「体罰根絶に向けて」という30ページにわたる冊子を全ての教職員に配付しました。各学校では、このガイドラインを使って定期的に校内研修を行い、体罰を生まない雰囲気づくりに努めておりますし、教育委員会でも毎月実施している町内校長会や教頭会で必ず体罰禁止の内容を取り入れ、指導しているところでございます。

また、各学校では、毎月、あるいは2カ月ごとに服務規律委員会を開催し、体罰根絶を含めた不祥事防止に努めています。

また、各学校とも、子供との教育相談を実施していますので、その中で、いじめや体罰に関する話題も取り入れながら、把握と防止に努めているところです。

また、スポーツ活動中における体罰事案が懸念されることから、長与町と長与町の体育協会の共催で、弁護士を講師に招聘しまして、去る11月30日に長与町スポーツ講習会を開催いたしました。土曜日の夜ではありましたが、スポーツ教室や部活動の指導者や体育協会の職員、それに保護者代表など、137名が参加されました。弁護士さんのその内容は、なぜコンプライアンスかとか、活動中の事故の法的な責任とか、体罰、セクハラ禁止など、弁護士の立場から民事、刑事、行政上の責任や損害賠償請求など、専門的な、そして具体的なお話がありました。

このような講習会を通して体罰防止に取り組んでいるところでござい

議 長 す。以上でございます。

議 長 （山口経正議員）

3 番 内村議員。

議 長 （内村博法議員）

3 番 それでは、再質問させていただきたいと思います。

議 長 まず、順を追って再質問させていただきたいと思います。

議 長 長与町の防災管理体制につきましてですが、まず、避難勧告、避難指示等の発令の判断基準なんですけれども、大島町は、大島町の例を挙げれば、1時間に100ミリ以上の猛烈な雨ということで、24時間雨量が824ミリに達して、記録的な大雨となって、甚大な被害を受けたわけです。この際に、これは前日の5時、その前に前日の5時ちょっと過ぎぐらいに大雨警報が、それから、その後、30分後ぐらいには土砂災害警報が出たと、6時ごろですね。このときになぜ避難勧告や避難指示が出なかったかというのが問題視されていたわけですね。長与町もやっぱり全国観測史上最大となる1時間当たり187ミリですかね、大水害のときですね。こういうのをもう記録した町ではあるわけですね。だから、特に大雨、台風、これに伴う急傾斜地崩壊などの災害があってもおかしくないんですよ。過去起こっていますからね。

議 長 その意味でこれを取り上げたわけなんですけれども、まず、大島町の災害で、町長、副町長が2人とも出張中で不在であったというのが報道されておりました。そこで、危機管理体制ですね、危機管理といたら、何も自然災害とは限りません。職員の不祥事とか、教育関係では生徒の自殺とか、そういう重大な事故が起こる場合があるわけですね。そういった危機が生じたときに、どういう管理体制をとっておられるかですね。こういう大島町のときは、町長と副町長が2人とも不在だったというのが上げられたわけなんですけれども、長与町でこういうことが果たしてあるのか、どういう運用をされているのか、まずそこをお聞きしたいと思います。

議 長 （山口経正議員）

町 長 町長。

議 長 （吉田慎一君）

町 長 今の内村議員がおっしゃった危機管理、危機体制というのがあるわけでありまして、私は一番の危機管理というのは、庁舎内だと思うんですね。まず、そういった情報が入ってきたときに、すぐ上司に話が伝わっていくと。そして、その中で判断をしていくという、そういったもののコミュニケーション、だから、その部分のコミュニケーション、縦のコミュニケーション、横のコミュニケーション、これがまず危機管理のまず根本にあるんじゃないかというふうに思っております。そういったものにのっとりながら、この長与町の地域防災計画の中で伝達事項の確認、そして、その優先順位等々を含めまして決めていっているというところでございます。

議 長 （山口経正議員）

町 長 内村議員。

- 3 番 (内村博法議員)
 そうですね、この危機管理体制は、私も民間にいてあれなんですけども、直ちに不祥事が起こった場合は上司に報告するとか、これはもう誰でも報告するようになってきているようなシステムですね、とったことがあります。したがって、そういうのは必要だという町長の答弁がありましたけども、まさにそのとおりだと思います。
- 大島町の場合に、一つだけちょっとお聞きしたいんですけど、遠隔地に町長と副町長が同時に出かけるということはあり得るんですかね。そのあたり、2人の関係で、そのときは自分だけ行くよとか、そういう暗黙の了解と言ったらおかしい、暗黙の運用ですかね、そういうのはあるんですかね。
- 議 長 (山口経正議員)
 町長。
- 町 長 (吉田慎一君)
 私と副町長は極力セパレートに動いてます。私が行けるときには副町長が残ってて、副町長が出るときには私が残っているというようなことであります。たまたま一緒になったというのが、1日ぐらい一緒に重なったことはございます。だけど、基本的にはセパレートで行動しよう。そして、お互いに連絡とり合おうということで、確認し合っております。
- 議 長 (山口経正議員)
 内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)
 次に、これまで本町は、避難勧告とか避難指示を発令したことはあるんですかね、それをちょっと伺いたいと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
 総務課長。
- 総務課長 (古賀 洋君)
 少なくとも最近はございません。
- 議 長 (山口経正議員)
 内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)
 長崎大水害のときはいかがですかね、そのときは。
- 議 長 (山口経正議員)
 総務課長。
- 総務課長 (古賀 洋君)
 私は、当時、水道課に勤務しておりまして、夜中に自家用車で走って駆けつけて、それから3日ぐらい家に帰らなかった記憶がございます。余計なことを言いましたけども、そのときは、避難勧告が出たとか、避難指示が出たとかいうことはなかったと思います。
- 議 長 (山口経正議員)
 内村議員。
- 3 番 (内村博法議員)

先ほど避難勧告、それから避難指示の判断基準というのが、防災計画には載っております。私も見ました。ただ、これは非常に抽象的なんですよね。災害があったときとか、おそれがあるときとか、土砂災害警報ですかね、これが発令されたときとか、少し抽象的過ぎるんですよ。調査されればわかると思うんですけども、ほかの自治体ではマニュアルを別につくっているんですよ。これも国が平成17年ですか、判断基準マニュアルガイドラインというのがあって、平成17年。それに基づいて各地方自治体、つくっているところもあれば、つくってないところもあるわけですね。もう詳細に決めている自治体もあるわけですね。詳しくは申し上げませんが、調べていただければわかると思います。その中には、夜と昼を分けて基準を設けておられるところがあるわけですね。

私、町長の立場に立って発令するとなれば、やっぱり長与町管内のどこで雨がどのくらいあって、がけははらみがどのくらいあって、クラックはどのくらい発生して、そういった情報を収集して、その上で、やっぱり避難勧告を出すべきかどうかという判断をしないといけないというふうに、私は手順としては、そういうふうになるのではないかなと思うわけですね。

したがって、まず、そういうことをやって、判断して、やっていくんだらうと思うんですけども、このあたり、町長はどういうふうにお考えでしょうか。

議長 長 (山口経正議員)

町長。

町長 (吉田慎一君)

実際そういったことがあってますので、所管課のほうから。

議長 長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

先ほどの御指摘は、おっしゃるとおりだと思います。計画に書いてあるのは、文言でうたってますので、非常にわかりにくい面があります。冒頭、町長が申しあげましたように、避難情報等の指示者の一人である町長が判断する際の基準というのは、やはりその地域ごとに定めるべきだと。おっしゃるとおり、国にしる、県にしる、依頼がっておりますので、長与町も最近、判断基準というのを決めました。これは、あくまでも内規として設けておりますので、公にはいたしておりません。今後、今ちょうど防災計画の全般的な修正作業を行っておりますので、その中で、資料編の中にうたうかどうかとか、そういうことを判断していきたいと思っております。

議長 長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

ぜひその判断基準をつくっていただいて、完璧なものではないと思うんですけども、より客観的なものに近づけて、町長の裁量の幅が広がらないよ

うにすべきだろうと思います。

そこで、この収集の手段として、雨量計の観測機器、あるいはセンサーですね。これが長与町はどういうふう設置されているのか、そこをちょっと教えていただけませんか。

議長 (山口経正議員)

総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

私でお答えできるのが、庁舎の施設の部分になりますが、庁舎に1基、雨量計を設置して、その雨量の状況を総務課と建設部のほうで確認できるような状態にしております。

議長 (山口経正議員)

水道局長。

水道局長 (馬木信一君)

雨量計につきましては、水道局の第1浄水場の屋上に1基設置をいたしております。以上です。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

ということは、雨量計が2カ所ということですね、長与町独自にはですね。

それから、もう一つ、この防災計画に一つだけ、土石流警報装置というのが載っとるんですよ。ここは長与町の所管なのか、よくわかりませんが、防災計画に載っているわけですけども、長与町丸田郷に昭和58年に設置されたんですよ。これが、この予報、警報ですか、雨が降ったときに、これが第8分団と長与町役場に両方行くようになってますね。これが住民に伝えられて、避難場所が長与中学校というふうになっているんですよ。これ、警報ですから、スピーカーで鳴るわけですね。私も実際見に行きました、丸田郷の三菱の丸田アパートの上のほうに設置されてますよね。これはどこの所管なのかというのがよくわからないんですけども、実際今使われているのかどうかもちょっと、外見的に見ましてわからないんですけども、こういった観測機器ですかね、これはやっぱり整備すべきだろうと思うんですよ。たった雨量計2つでは、なかなかこれは判断が難しいんじゃないかなと思います。

例えばがけとか、そういうのも、本当を言えば、監視カメラをつけるとか、そういうセンサーをつけて、集中的に長与町で監視できるような体制が望ましいんですけども、もちろんこの長与町には長崎県の観測機器もあります、八反田公園にですね。これは河川と雨量があります。それから、長与川の河川にもあります。長崎県のが2つあるわけですね。そういったものをつまぱり利用しながらやっていかないといけないと思うんですけども、それと、さっき言った雨量計が2つだけでいいのか、あるいは崖崩れのセンサーを取りつけるとか、そういうところが必要ではないかなと思うんですけども、その点はどう思われますか。

議 長 (山口経正議員)
総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

私のほうから、雨量計等の観測機器について、我々が考えている部分というのが、例えば台風接近とか、大雨の情報とか、さまざまなケースがございますが、例えば大雨が続いた場合、こういう情報は気象台のほうから注意報が出て、次に警報に変わって、大きく言えば、そういうことなんですけど、その間に逐一雨量の情報というのは町のほうに流れてきます。ですから、我々が独自で雨量計をもっと今以上設置する必要があるかというところは、いろいろ考えがあろうかと思っています。今の情報というのは、どちらかといえば、さまざまな情報が来ている状態になっていますので、それをどうやって判断するかの方に、やはり議員さんが最初御指摘のあったところが重要かなというふうに思ってます。

あと、土砂災害等の観測機器については、もしほかの部署でお答えがあれば、お願いします。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

危機管理の中での災害というのは一番私どもが恐れているところであります。それで、先般、九州地方整備局と協定を結びました。そういった状況になったときには、直接電話を入れます。電話した結果、九州地方整備局のほうでヘリを飛ばしていただいて、そして、例えばそういった欠落したけががあったりとか、そういったもの、それから、切断された道があったと、そういったときにはなかなか人が入っていけないもんですから、そういったものを緊急に調べてもらおうと。そして、それと同様に、いろんな長与町の消防団も含めまして、いろんな方々が同時に連絡が行って動いてもらうというようなことで、そういう意味で九州地方整備局とのそういった防災協定というのを結んでおるわけでございます。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

そういうことで、ぜひ観測機器は雨量計だけじゃないんですよ。要するにがけのはらみとか、クラックの発生とか、そういったものを見ていかないといけないわけですね。ましてや、またこんな河川の水位とか、そういうもろもろの観測機器があればあるほどいいんですけども、それも費用の面がかかるから、最低限そういったことは準備、整備しとかなないといかんだろうと思います。

それから、先ほど丸田郷のあれも生きてるのか生きてないのか、きちんとフォローしていく必要があると思います。点検をよろしくお願いします。

次に、避難勧告、避難指示のほかに、ことしの災害対策基本法が改正されて、避難準備情報提供というのが追加されたんですよ。これは、もう

今までほかの自治体でもやってる話なんですけれども、これが法律に新規に制定されて、新設されております。それで、実際には、長与町でもやっておられるんじゃないかなと思うんですよ。私も先ほどメールの登録してるんですよ。メールの登録で、行政無線のあれがメールで流れてくるわけですね。そして、記録として携帯電話を見ましたら、こういうのが出ておりました。これは初めてじゃないかなと思うんですけども、10月8日ですね。ここ、大型台風24号の接近で避難所の開設というのが出てきたんですよ。この文言を読みますと、こちらは長与町役場です。台風接近に伴い、本日避難所を5カ所開設しております。この5カ所を述べておられるわけですね。それから、食料、飲料水等、必要なものは各自準備をお願いいたします。今後の台風情報に御注意くださいというような文言で来ております。だから、これが初めての、先ほど言った避難準備提供というか、これが初めてのケースじゃないかなと思うんですよ。この放送は、だから、基本対策法の改正を意識して、初めて実施されたのか、そのあたりちょっとお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)
総務課長 総務課長。

(古賀 洋君)

今御指摘の台風24号の際に避難所を5カ所開設いたしました。この我々としての位置づけは、自主避難のための避難所の開設ということでお知らせいたしました。ですから、厳密に避難準備情報として捉えての発表ではございませんでした。なお、同じようなケースが、ことしは8月の末、台風15号の際にも準備をいたしまして、開設をいたしました。そのアナウンスが今回のとおりだったかどうか、ちょっと正確には覚えてませんが、参考までに、昨年も2回か3回ほど、その準備はいたしました。実際に開設まで至らなかったと、そういうこともありますので、厳密に言って避難準備情報を発令したということは今のところなかったというふうに理解しています。

議長 (山口経正議員)
3番 内村議員。

(内村博法議員)

この避難準備情報の提供というのは、住民に危機感を持たせるという意味では、どんどん発令していくべきじゃないかなということがよく言われています。だから、どんどん活用していけばいいんじゃないかなと。避難勧告、避難指示になると、ちょっとためらうところが出てくるわけですよ、自治体がね。だから、こういうのをもう活用して行って、避難に備えていくというのがいいのではないかなというのが、そういう意見が多くあります。

結局避難時間を要する人はそろそろ避難をと。それから、そうでない人も避難の準備を始めてくださいよと。それで避難所を開設しましたよということで、そういう情報を流すだけでも、ふだんとは違う緊張感を伝えることができるということが言われてますので、こういったのは早目早目に出すというのが一番有効ではないかなと思います。

次に、ことし8月に特別警報というのが出されたんですね。新しく新設されたんですね。これは、もう御存じのとおり、数十年に1度の大雨とか、そういう場合に出されるんですけども、これは、この特別警報が出た場合の対応というのは、何か考えておられるんですかね。

議長 (山口経正議員)

総務課長。総務課長。

総務課長 (古賀 洋君)

特別警報が新設されて、今警報の発令の区域が県域であるというところの問題点がどうも指摘されているようですね。例えば長崎県の対馬から長崎市南部まで全域を特別警報という発令が出て、それがどうなのかという問題が今後ひょっとしたら修正があるものかなと思ってます。いずれにしましても、特別警報というのは、その前段で警報が既に出ている状況ですので、さらに危機感を持った対応が必要になると、そういうふうに私たちも考えたいと思います。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

避難勧告、避難準備ですね、これは一応非常にためらうところ、自治体の長によってはですね。それは理由がいろいろ、さまざま言われるんですけども、要は住民に負担がかかるとか、それから、空振りですね、災害が実際に来なかったとか、そういうのをもう心配して、なかなか発令が遅くなったり、そういうケースがあるということなんですけれども、やはり早目早目の行動が、早目早目の勧告準備、避難準備が必要だと、私はそういうふうに思います。町長はためらわずに、決断して勧告の発令を出してもらいたいなと思ひまして、一応これはこれで終わります。

次の質問に入らせていただきます。

それから、次、耐震化ですね。これは一応学校については終わったわけなんですけれども、ほかの公共施設について、やはりどうするかということなんですけれども、まず、今までずっと本議会でそういう話が出ました。ふれあいセンターは一応耐震は済みと。それから、老人保健センターはまだこれからと。それから、公民館ですかね、長与公民館とか、そういうのはまだしてないと、こういうことですね。

そのほかにいろいろあると思うんですけども、時間が余りないので、あれなんですけども、先月、改正耐震化法が改正されたんですよ。御存じと思うんですけども、より厳しくなりまして、5,000平米以上の建物については、いろいろ基準はありますけれども、2015年の12月までに耐震診断の結果を報告せよというふうになってるんですよ、県のほうに。県はそれをもとに公表すると言っているわけですね。だから、もう非常に待ったなしだというふうに思ってるわけですよ。もう10年とか、そういう単位じゃなくて、耐震診断ですね、急がないかんのが。これは法律上もう決まっていますんで、少なくとも耐震診断だけは早くやらないといけないと。改修の期限

まではしてないんですけれども、しかし、公表するからには、やはり民間もこれは非常に大きな影響があるわけですね、特に商売する人とか、ホテル経営とか、旅館経営されているとか、やっぱり発表されれば影響が大きいわけですね。

それはそれとして、公共の建物で老人保健センターはもう8,000平米ぐらいありますか。これはもう確実に2年間の中で耐震診断をやっていかないかんということになるわけですね。それから、先ほどの長与公民館ですかね、これが平米数がどのぐらいかわかりませんが、これらもせないかんと、こういうふうになりますけども、そのあたりどういうふうに町として把握されているか、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員がおっしゃるとおりで、耐震化をなささいということで、かなり強い要望が来ておりまして、これはもう待たないでやらなくちゃいけないということでもありますけれども、何せこれは私どもの町だけの問題じゃなくて、日本全国だと思っんです。高度経済成長時代にできた建物というのは、昭和56年以降の分について、以前の分については耐震が違っていたので、そういった意味でいえば、この耐震化をなささいということは大変きつい、重い課題であるんですけども、しかしながら、そういうことが出ておるわけですので、長与町としましても、一応学校のほうは終わりましたけども、あと、今おっしゃられましたようなことで、るる公民館とか、いろんな建物をせんといかんという部分がございます。

この前もスクラムミーティングでその問題が出まして、特に小浜町なんかは、旅館が大変多うございまして、古い旅館が多くて、そういったものも耐震化すると、膨大なお金もかかるというようなことあります。我が町としましても、やはりこれは大変な出費がかさむものですから、このあたりは慎重に優先順位を決めながら、やるべきことはやっていくという形でやっていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

改正耐震化法が施行されてますので、よろしくをお願いします。

これには、また、法律的には耐震診断及び耐震改修の努力義務というのが、もう全ての建物に拡大されました。これは、耐震診断しろというあれじゃないんですけども、努力義務として、全ての建物が指定されています。その中で、先ほど言った義務化ですね、もう2年以内にやりなさいと。2015年の年末ですね。それが5,000平米以上。それから、学校が3,000平米以上ですかね。それから、幼稚園とか保育園が1,500平米以上と、こういう条件があるんですけども、そういったことで、これはもう待たないだということ、よろしくをお願いします。

それから、急傾斜地の崩壊、危険箇所の設定と、これも、先ほど町長は一応県のホームページ等で掲載されていると、こう言われたんですけども、防災計画では、非常にこれはわかりにくいんですよ。危険箇所って書いてあって、何カ所って書いてあるわけですよ。一覧にしてもあるわけですね。しかし、管理番号と地名しか載ってないんですよ。それを見て、住民はどこにあるかというのはわかりません、これは。しかも、危険箇所の色刷りでホームページに載ってるんですけども、これも1万1000分の1の地図で、全くわかりません。これは色だけはわかりますけども、どこの位置かというのは。これじゃあ、もう住民にとっては、危険場所がわかりません。何のための危険箇所を指定しているかわかりません、全く。だから、これは改善してほしいと思います。県のホームページは、私見てないんですけど、そこが本当にわかりやすいものになってるんなら、それをリンクさせたらどうかと思うんですよ、長与町のホームページに。そういう改善もしたりするべきじゃないかなと思うんですよ。なぜしてないのかというのがわからないんですよ。そのあたりどういうふうにご考えておられるのか、もう一度答弁をお願いします。

議 長 (山口経正議員)
町長。

町 長 (吉田慎一君)

今、議員おっしゃるように、26年から28年の3カ年、これは1,000カ所というようなことでございます。それについて、今、議員おっしゃるように、わかりにくいというようなこともございます。消防団関係を集めて、私どもは必ず対策を練るんですよ。この地区はこういう形で危ないところであるということで、各消防団の区域内でそういったものを確認し合うというような作業をしておりますけれども、その長崎とリンクしているかどうかというのは、ちょっと私まだ確認をしておりますけれども、もしそうじゃなかったら、そのあたりのことの指示も出していきたいというふうにご考えてございます。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

ぜひお願いしたいと思います、改善をですね。要するに住民がわからなければ、何にもならないんですよ、これ危険箇所は。だから、災害、こういう大雨が来たときには、そういう危険箇所には近寄らないとか、そういう防衛ができるわけですよ、わかっとったらですね。それがもう意味がなさないということで。例えば長崎県のがより詳しいのであれば、それをリンクで引っ張ってくるとか、そういう改善がしてほしいなと思います。

時間がないので、次に行きます。

役場庁舎、それから小・中学校、この防火管理体制ですね。これはもうぜひよろしくお願いいいたします。

ここも、長与町役場も前、教訓としてあるんですけども、長与中学校が火

災であったんですね、大火事で。ちょうどまさにこの場所なんですよ。前あった長与中学ですね。それで、ここ、過去の事例、どんな原因で火事になったのか、もしおわかりでしたら、回答をお願いします。

議長 (山口経正議員)

しばらく休憩します。

再開します。

副町長。

副町長 (鈴木典秀君)

それについては、過去のことで、私もよくわかりません。ただ、原因として、最終的に何が原因だったというのは出ておりません。ですから、いろいろ、たばこの火じゃないのかとかなんとか、いろいろ出ておりましたけども、最終的に我々が聞いている範囲では原因不明だったということしか私が聞く範囲では、それくらいしかちょっとわかりません。申しわけございません。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

過去の災害の教訓というのも大事なもんですから、そういったこともやっぱり頭に入れて防災管理をやっていたいただきたいと思います。

次に、長与町情報化計画ですけれども、この計画の優先順位というのをつけられているんですけれども、いろいろとですね。私はやっぱり安全にかかわるもの、先ほど言った河川等改修システムとか、そういうのも記載されているんですよ、この情報化システムにはですね。各種センサーをつけて、それを集中管理しましょうというのがこの情報化管理計画に載っているわけですね。それとか、自動見回りの導入とか、こういったやつをやっぱり早くしないといかなんという気はいたします。この優先順位の中でですね。これはちょっと後回しになっとるんですけど、この優先順位の考え方というのは、どんな考え方なのかお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

この情報化計画の優先順位という意味で、大きく5つの大きな枠で囲んでおります。その中で、防災、支え合い、コミュニティー、あるいは機関情報、情報の共有というジャンルの中で、やはりこの開発というのかなり時間かかりますので、優先順位をつけた形で、1次から4次まで分けてしております。その中で、やはり一番大きな問題としては少子高齢化の対策ということで、高齢者等の見守り、あるいは災害をどういう形で住民の方に、皆さんにお知らせしていくか、こういうことを主に第1次として計画をしております。住民の方にどういう情報をお知らせしていくかという順番で、第1次から第4次までやっている形でございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

わかりました。了解いたしました。

この計画というのは、やっぱり行政単独ではやれないと思うんですね。やっぱり住民の協力とか、いろんな方の協力を得ないと、なかなかこれは成功しないと思うんですね。やはり提言の中で、人材の育成とか、そういうのがうたわれていました。要は、私はこのシステムというのは、やっぱり簡単、便利というのがキーワードではなかろうかと思うんですよ。住民が使いやすい、そういうのをやっぱりシステムを構築していかんといかんだらうと思います。時間がないので、それだけ指摘して、次の教育問題に移らせていただきます。

教育関係ですけれども、基本方針については、これからということでお聞きしました。

大きな流れで構いませんけれども、組織的なことですね。法律的には努力義務であるんですけども、地方公共団体は地方いじめ基本方針を定められるというふうになってますね。それから、教育委員会、児童相談所、警察等の関係者にいじめ問題対策連絡協議会も置くことができると、これも任意なんですけれども。これは設置される方向でいかれるのかどうか、組織的には、そこだけちょっとお伺いします。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

国が、国は組織すると、県のほうも組織するというふうな方向で動いておりますので、私たちも何らかの形でしないといけないかなと思いますが、これには弁護士とか、医師とか、我々町レベルで招集できないのもありますので、外部専門家という視点から、可能な限り、例えば学校評議員とか、民生委員さんたちとか、そういうのを含めて、設置する方向で今考えているところでございます。

議 長 (山口経正議員)

内村議員。

3 番 (内村博法議員)

次に、学校自体にもいじめ防止の対策のための組織を置くという、これは義務になってますけども、これは今ある既存の組織を活用してもいいというふうに聞いているんですね。だから、今ある組織を活用されるのか、新たにつくられるのか、そのあたりは方向性が定まっておられましたら、ちょっとお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

今私が回答しましたのと重複しますけども、既存のやつが今あるんですけども、それには外部の方が、内部的外部というか、学校評議員さんみたくのしか入ってませんので、純粋な外部の方というのを可能な範囲で入れていた

だいて、既存のやつを拡充するという形で考えているところでございます。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

次に、ネットいじめなんですけれども、なかなかこれは対策が難しいというふうに私も思います。一つは、入り口のところで抑える。あと、ネットパトロールですかね、これを監視していくと。この入り口のところで抑えるというのが、一つは携帯電話の持ち込みを禁止するとか、それから、フィルタリングですかね、いわゆる有害情報をシャットアウトすると。それから、先ほど教育長が言われました情報モラル教育ですかね。この3点に尽きるんじゃないかなと思うんですよね、入り口の段階で抑えないかんのはですね。

それで、携帯電話の持ち込みの禁止というのは、これは今やっておられるのか、やっておられないか、ちょっとそこを確認したいと思います。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

携帯電話を買うなど言ったら、これは営業妨害になりますから、言ってもせんけども、学校に携帯電話を持ってくるなどということは、それぞれの学校、厳しく指導していただいています。そういう中で、所持率をちょっと調査しましたら、小学生で31%、中学生で29%。何で中学生が少ないのかなと思って、もうちょっと詳しく調べたら、所有は親なんだけども、親のを自分が使っていると。ちょっと問題なんです。こういうところこそ、やっぱりしっかり親が、持たせるならば、そこまで責任持ってくださいよというふうなことを訴えているところです。そういう状況で、とにかく学校には持ってくるなどということは指導しております。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)

フィルタリングですかね、有害情報の遮断というんですかね。これはやっぱり学校でも、保護者が本当は子供にきちんと教育してやらないといかんですけれども、これは学校でも保護者に対してそういう説明なりは、指導とか、そういうのはされとるんですかね。

議 長 (山口経正議員)
教育長。

教 育 長 (黒田義和君)

これ、フィルタリングというのは、人間がはめることですから、人間がはめることができるのは、外すこともできるわけですよね。だから、フィルタリングしても外すという傾向もございませう。ところが、今一番問題なのは、例えばLINEとか何かは、フィルタリングしといても、自分たちだけの世界をつくっているんですね。だから、それは外部からわからないわけですよね。ですから、この前も警察の方の御指導で、もしLINEを使うんだった

ら、こうこうこういうところを注意してくださいというプリントもいただきましたので、それを各学校で配布して、保護者に徹底していただこうと、そういう状況でございます。

議長 長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

フィルタリングも万全じゃありませんね。これも携帯利用者に一応できるんですけども、無線LANのWi-Fi機能にはもう全然通じません。だから、別途それはアプリケーションをインストールしないとできないことになっています。だから、それもちっと万全じゃありません。だから、それはそういう説明をやっぱり保護者にもきちんとして説明しとかなないと、なかなか徹底できないというのがあります。

あと、ネットパトロールですね。これも非常に難しいんですけども、一応効果があるんじゃないかということで、文科省もすごいこういうネットパトロールというのを対策として入れてるみたいなんですけども、各学校がこれをそれぞれやると、これはもう非常に人が1人、2人、張りつかんといかんわけですね。これはもうとても現実的じゃないと、こう思うんですよ。

それで、このネットパトロールは、今学校としてはどういう、何かやっているわけですか。それとも、ほかの外部に委託して、そういうのをやっておられるのか。あるいは長崎県の情報入手したり、そういうことをやっておられるのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長 長 (山口経正議員)

教育長。

教育長 (黒田義和君)

各学校にICT推進員というのがおりますが、少しハード的に詳しいのがおりますけども、この方々が各学校でサーバをネットパトロールしてもらっていることはやってますけども、もうおっしゃるとおり、常時つきっきりができませんので、やっているという状況だけで、もう完璧ではないだろうなというふうに思っています。外部の情報につきましては、学研連とか、いろんなところで情報をいただいていますので、それで対応している状況でございます。

議長 長 (山口経正議員)

内村議員。

3番 (内村博法議員)

ネットパトロールは、やっぱりサイトがもうあらゆる、大海の中にあるという感じで、これはなかなか難しいんですよ。ただ、子供たちが行きそうなサイトというのは限られてるんですよ、遊びに行くサイトはですね。だから、そういったサイトを中心に、関連のサイトを手繰っていくという方法が一番効率的じゃないかなと思うんですよ。それと、今長崎県でもこのネット専門員という方がおられるそうですよ。だから、そういうところを何か活用されて、されたらどうかという、もし学校の対応がなかなか難しけれ

ば、そういうのもありますから、ぜひそれは活用されたいかがでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
教育委員会理事。 教育委員会理事

(永富雅徳君)

今長崎県教育委員会が学校ネットパトロールを実施しておりまして、その情報に基づいて、何かありましたら、私たちのほうにすぐ連絡が来るようになっておりますので、その中で対応していきたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
内村議員。

3 番 (内村博法議員)
これで私の質問を終わります。

議 長 (山口経正議員)
場内の時計で 15 時 25 分まで休憩します。
(休憩 15 時 10 分 ~ 15 時 29 分)

議 長 (山口経正議員)
休憩前に引き続き会議を再開し、一般質問を行います。
通告順 10、川井哲雄議員の 榎の鼻土地区画整理事業について、 浄化センター横に購入された土地の有効活用について、 国際交流事業についての質問を同時に許します。

8 番 (川井哲雄議員)
皆さん、こんにちは。本日の最後の質問をいたします。
早速質問いたします。
榎の鼻土地区画整理事業について。
町民の皆さんの関心度が高い榎の鼻土地区画整理事業の造成工事について、私はこれまでに 2 回質問をし、町の考えを伺ってきました。これまでの質問では、長期の工事に関しての安全対策や住民の苦情などへの対応、さらに工事に伴う周辺の環境整備について伺ってきました。
今回は造成工事が進む中で、団地販売が大きく宣伝され、販売契約も順調のようです。しかし、公益用地、商業用地など、町のかかわりについては、いまだに住民の皆さんに明確に伝わっていません。そこで、以下の質問をします。

(1) 公益用地についての具体的な計画はどのようになっているのか。
(2) 商業用地に町はどのように関与し、地域活性化につなげていく考えなのか。
(3) 町長の公約であるコンパクトシティー構想との関連をどのように考えているのか。
(4) 区域内の生活インフラについては、どのように整備していく考えなのか。

大きな項目 浄化センター横に購入された土地の有効活用について。
来年度開催される国体における駐車場を主とした多目的広場であると町は

説明されています。将来的には住民の皆さんの活動の場として有効に活用すべきであると私は考えます。そこで、以下の質問をします。

(1) 土地の有効活用についてどのように考えられているか。

(2) スポーツを通しての健全育成、体育の向上が図られるフットサル専用の競技場をつくる考えはないか。

大きな項目 国際交流事業について。

(1) 事業と町民とのかかわりをどのように考えているか。

(2) 姉妹都市について、町長はどのように考えているのか。

以上を質問します。よろしくお願ひします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)

それでは、川井議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思ひます。

1番目1点目の御質問につきましては、榎の鼻土地区画整理組合の事業用地でございますので、この公有用地の具体的な計画でございますので、組合側主導により、現在公益系施設を誘致するとして誘致活動を行っている状況であるということをお伺ひしております。したがいまして、まだ町のほうで具体的な計画をお話しできる状況でもございません。組合側と誘致企業等、双方の合意により、今後明らかになっていくものと考えています。組合側の公表のタイミングもあるかと思ひますので、そのあたりを御理解いただければと思ひしております。

次に、2点目の御質問でございます。

商業用地への町の関与についてでございますが、榎の鼻土地区画整理事業におきましては、商業系用地として4.1ヘクタールが確保されているところでございます。組合施行の区画整理事業であるため、出店希望者との直接の交渉は組合が主体となるところではございますが、町としましては、町内での生活の利便性の向上や町内消費の拡大などに資することから、この用地における商業施設の誘致について推進していく考えでございます。現在企業誘致の視点から、地元住民の雇用の促進、一定規模の投資などを条件に効果的な財政支援の手法について調査研究を行っているところでございます。また、あわせて、地元商工会等との意見交換の場を設けるなどの環境づくりもあわせて進めてまいりたいと思ひしております。

次に、3点目の御質問でございます。コンパクトシティ構想との関連についてでございます。

コンパクトシティ構想につきましては、総合開発審議会からの答申を踏まえ、その策定を進めていくこととしております。構想における基本的な考え方は、商業機能の強化や公共施設の適正配置による中心市街地の活性化と住民の利便性の向上を図るものであります。この視点から、榎の鼻土地区画整理事業における公益的用地や商業系用地の有効利用による中心市街地の整備はコンパクトシティ構想を推進する上で不可欠なものと考えておるところでございます。

次に、4点目の御質問、区域内の生活インフラについてということでございますけれども、基本的には施工者である榎の鼻土地区画整理組合が整備をいたします。生活インフラというのを大きく分けると、道路、公園、水路、調整池、上下水道などの町が管理者となる公共施設と、それから、電気、ガス等の民間企業が管理者となる公益的施設、その両方から成ってます。前段の公共施設は、組合で整備をし、町へ帰属するという形で引き継いでいくということとなります。

続きまして、2番目の御質問でございますけれども、浄化センター横に購入された土地の有効利用についてでございますけれども、土地の利用につきましては、多くの住民の方々に安らぎの空間を提供し、イベントやスポーツを通して多くの方々とコミュニケーションが図れる公園となるように整備をしてみたいと考えております。

整備内容としましては、おおよそ2,600平方メートルの多目的広場、ゲートボールも楽しめる小広場、フットサルなどの競技ができる競技場、また駐車場としまして乗用車がおおよそ80台収容できる専用駐車場などを整備する予定です。また、多目的広場には臨時的な駐車場として、おおよそ120台が駐車可能となるような整備をしたいと考えておるところでございます。

続きまして、フットサル専用競技場をつくる考えはないかとの御質問でございますけれども、基本的には多目的広場や駐車場の利用目的と考えていますので、フットサルのみの専用競技場としましては考えておりませんが、その運用については検討を行い、できるだけ多くの方々が参加、楽しめるスポーツを対象に実施できないかと考えておるところでございます。

次に、3点目の御質問でございます。1点目の御質問でございます。

事業と町民とのかかわりをどのように考えているかということでございますけれども、国際交流事業と町民とのかかわりについてでございますが、現在は、経済、文化、環境等、あらゆる分野において国際化が進み、国際社会との連携なしでの生活は考えられなくなっている中、日常生活において町民の国際理解や豊かな国際感覚が求められているわけでございます。

このことから、幅広い視野のもと、外国の方々や異なる文化などと接することで町民の知識や経験を豊かにし、多文化共生のまちづくりを行うことを目指し、長与町国際交流協会では、町民の語学講座や町民と外国の方々が触れ合う交流事業に力を入れていきたいと考えております。

一方、姉妹都市のウェザースフィールド町とは、今回の訪問で、今後の交流のあり方について事務方で協議することとしておりまして、現在、両町間における中高生や町民を対象としたホームステイやホームビジット、周年行事への相互訪問、職員交流の可能性や考え方について、予算面や交流協会のような組織化等について、ウェザースフィールド町へ検討依頼を行っているところでございます。

また、町内に向けては、ウェザースフィールド町が長与町の姉妹都市であることを町民がより身近に感じていただけるよう、広報を初め、できる限り

の周知を図って徹底してまいりたいと思っております。

2点目の御質問でございます。

友好姉妹都市についてでございますが、友好都市交流事業として、ウェザースフィールド町とは、平成9年に姉妹都市締結以降、図書交流事業や両町の紹介資料等の情報交換、平成11年には町長、タウンマネジャー、議員が来町され交流を深めるほか、平成22年には小学校、中学校の教諭が来町し、両町の小・中学校での交流が始まったところでございます。さらに、平成23年には、ハイクレスト小学校とロングリバーミドルスクールより、東日本大震災の義援金が送られてきております。

また、中国ナンフィー区とは、平成14年に友好交流に関する調印を行い、人的交流事業を実施してまいりましたが、平成21年にナンフィー区が上海浦東新区との合併により消滅したため、現在ウェザースフィールド町が唯一の姉妹都市となっているところでございます。

今後の国際交流につきましては、長与町国際交流協会での語学講座や外国の方々との交流など、多文化と触れ合える機会をさらに広めるとともに、ウェザースフィールド町が長与町の姉妹都市であることをより身近に感じていただけるよう、広報紙やホームページ等で情報提供に努めていくとともに、これまでウェザースフィールド町より寄贈いただいた品々の展示コーナー等を設置し、周知を図っていきたいと考えております。

また、人的交流につきましても、ウェザースフィールド町との関係を軸に、両町民の方々の定期的な訪問や受け入れができるような環境づくりを行っていきたいと考えております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

それでは、再質問をさせていただきます。

町長は少し、私の時間を長くとってももらえるかなということで、少し早口だったので、ちょっととるタイミングをずらしたんですけど、もう少し、申しわけないですが、ゆっくり今度からよろしくお願いしたいと思います。その分、たっぷり質問させていただきますので、よろしく申し上げます。

の榎の鼻土地区画整理事業についてですが、昨日、同議員の質問に回答されていたので、もうできるだけ重複を避け、簡潔に質問をしていきたいと思えます。

そこで、1点目なんですけども、私が3月議会で公共用地購入目的について質問いたしました。町としての回答では、目的がまだ決まっていないと捉えられるような回答でした。ただし、この答申書はコンパクトシティということで出ました。ここに、ページ5なんですけども、事務局より提示された5つの候補地の中に、1点目が入ってましたので、その候補地の提出時期というのをお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田慎一君)
 所管のほうでわかっているようですので、所管のほうにちょっと回します。

議 長 (山口経正議員)
 企画振興部長。

企画振興
 部 長 (山田譲二君)
 お待たせいたしましたして、申しわけありません。
 事務局から提示しました5カ所の候補地につきましては、コンパクトシ
 ティ構想推進委員会の2回目でございますして、日付は5月31日ということに
 なっております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 確認をしますけども、平成25年5月31日に提示ということですね。

議 長 (山口経正議員)
 企画振興部長。

企画振興
 部 長 (山田譲二君)
 はい、そのようになります。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 私が質問したのは、3月の時点であります。今もう11月、これでいくと、
 14日に答申が出ております。そのこの期間というのは、もう6カ月程度かな
 と思うんですけども、それ以上は質問しなくてももういいかなと思うんです
 けど、そのこの点がちょっと気になったものですから、確認の意味で質問しま
 した。
 次に、昨日の同僚議員の公益用地購入時期について、担当の方から回答と
 して、平成28年9月28日と回答されましたが、間違いないでしょうか。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備課長。

都市整備
 課 長 (道端和彦君)
 この1ヘクタール用地購入につきましては、平成28年8月29日付とい
 うことで回答しております。間違いございません。
 失礼しました。平成23年8月29日でございます。申しわけありません。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
 平成28年ってきのうは聞いたんですが、23年ですか。もう一度確認を
 お願いします。

議 長 (山口経正議員)
 都市整備課長。

都市整備 (道端和彦君)

課 長 公共施設用地、この1ヘクタールについての購入につきましては、平成23年8月29日付で購入する旨、回答しております。以上です。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
申しわけありません。私が間違っておりました。まだ29年は来てません。もう1点、確認のためにお聞きしたいんですけども、文書で回答されたか、口頭で回答されただけを確認をしたいんですけど。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長。

都市整備 課 長 (道端和彦君)
文書で回答をしております。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
ありがとうございます。
私としては、町の将来像ができ上がっていく現状の中で、住民の関心度も非常に高いと思います。住民の方の期待に応えるようなしっかりした計画をお願いしたいと思います。
それでは、(2)の質問に行きます。
商業用地の町の関与についてですが、商業施設としてイオンタウンと契約を交わしたという昨日の同僚議員の回答でありましたが、町としては、これを把握しているのでしょうか、お聞きします。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興 部 長 (山田譲二君)
商業用地につきましてはイオンタウンさんとの組合との契約の状況ということでございますけれども、先月末、イオンタウン株式会社様のほうと組合のほうで土地の取引に係る準備が、土地の売買に係る契約がワンステップ進んだということをお聞きしております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)
それでは、建屋の大きさ、規模等は聞かれてないのか、お聞きします。

議 長 (山口経正議員)
企画振興部長。

企画振興 部 長 (山田譲二君)
イオンタウンさんにおけますいわゆるイメージ、直観的なものの概略、そのあたりについては一定御提示がなされているようでございますけれども、これはまだ当然変更の要素等々ございますのでということでございますので、町のほうとしてそれを正式にお答えできる状況にはないということと考えて

議 長 おります、受けとめております。以上でございます。
 (山口経正議員)
 川井議員。
 8 番 (川井哲雄議員)
 では、次に、町の中央商店街の活性化のためにも、新たな商業地区、要するにイオンタウンとの連動が必要だと思っておりますが、具体的な町としての施策はあるのか、お聞きしたいと思っております。

議 長 (山口経正議員)
 企画振興部長。
 企画振興 (山田譲二君)
 部 長 榎の鼻の区画整理事業の商業系の地域と現在の中央商店街地域との共存共栄というような形だと思っておりますけれども、中身につきましては、コンパクトシティ構想委員会等の専門機関による検討を経まして、総合会審議会のほうから提言を既になされているところでございます。その点につきましても、一つの大きな要素としまして御提言を受けているところでございます。今後は、それをもとにしまして、具体的な対策、計画というのを練らないといけないと思っておりますけれども、一つの大きな点は、やはり人の動線をつくるということであろうかと思っております。これも提言に出ておるとおりでございますが、ある意味、市街地が、中心の市街地が拡大するといったような表現が適当かなと思っております。そして、その動線をつくるためには、やはり都市計画道路西高田線、これに伴う橋梁を含めた西高田線、これの動線を、基幹道路をつくっていくということ、それは事務局としても今取り組んで、町としても取り組んでおるといふ説明をその委員会の中ではさせていただいたところです。

そのほか、提言の中で出ておりますのは、やはり交通体系そのものについて、町も深く支援していくべきだというような話。それから、中心市街地そのものにも有効利用ができないかというようなお話。そして、図書館についての位置についても、委員さんからは中央商店街と一緒にそこを活性化できるような位置づけというのも必要ではないかという意見も多く出たところでございます。それらを総合的に踏まえて、今既に取り組んでおる事業も含めて、そのあたりの構想をその提言をもとにしながら進めていかなければいけないという形を思っております。以上でございます。

議 長 (山口経正議員)
 川井議員。
 8 番 (川井哲雄議員)
 町の中央商店街が少し離れている場所になるかと思っております。榎の鼻だけの商業地区となれば、今まで以上に厳しい運営が強いられるのではないかと思いますので、今後の活性化の状況をしっかりお願いしたいと思っております。
 次、3番目に参りたいと思っております。
 (3) のコンパクトシティー構想についてですが、審議会からの提言書を十分に精査され、住民のためにも、公約との整合性を図られて進めていかれ

たらと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、(4)の生活インフラの整備ですが、道路状況や上水道計画は進められていると思いますが、慢性化している現在の交通渋滞に拍車をかけるのではないかと思います、具体的な対応策は考えられているのかお伺いいたします。

議 長 (山口経正議員)
都市整備課長

(道端和彦君)

議 長 今後の交通状況に渋滞、拍車をかけるんじゃないかという御質問ですが、現在においても、この榎の鼻交差点はボルトネック状態で、信号機が次々でございます。この解消のために、この西高田線という街路事業というのが解消のために図られて、今推進しているところなんですけども、この街路の整備によって、交通量を分散させるという役割があります。そのようなことで、現在よりは緩和の方向でというふうに考えております。

今、ボルトネックと言ったそうで、ボトルネックに訂正をさせてください。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

はい、ボルトネックに変えます。

次に、水道のほうなんですけども、インフラとしてですね。水道タンクを設置されると思うんですか、その設置についての安全性、あるいは供給体制は十分なのかお聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
水道課長

(吉田邦彦君)

配水池の強度の質問でしょうけど、現在のところ強度的に問題はないと考えております。

議 長 (山口経正議員)
川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

問題がないところに設置されていると思うんですが、何年か前に、私の団地であります南陽台で土砂災害がありまして、たまたまその上が水道タンクがあったんですね。そこが壊れたらどうしたらいいかなということで考えましたので、ここ、榎の鼻のタンクが例えば災害が壊れて利用できないとなったときの対策は考えられているのか、お聞きしたいと思います。

議 長 (山口経正議員)
水道局長

(馬木信一君)

今造成中の榎の鼻につくっております新しい配水池ですね、それが約1,400トンで少し高台に造成をしております。そこが壊れた場合の対策といたしましては、第3配水池という丸田のほうにございます、こちらが1,2

00トンのタンクがございますけど、そちらのほうとの並列で使えるようなバックアップ体制は考えております。具体的には、配水管同士を接続をすることで対応をしたいというふうに考えております。以上です。

議長 長 （山口経正議員）

川井議員。

8番 （川井哲雄議員）

次に、街灯についてなんですけども、町のインフラ整備にちょっとかわるかどうかわかりませんが、街灯の設置などもやはり把握されていくと思われませんが、防犯上のためにも大いに役に立ちますので、やっぱりそういう設置場所とかをしっかりと町のほうで十分検討されて指導していただければと思います。

次に行きます。次の2のフットサルということで質問してたと思いますけども、フットサルの今現状というんですか、を少しお話をしたいんですけども、かなりの普及がされているということで、以前所管のほうにもフットサルの件についてお話をしたことがあります。その時点では、要するに体育館の中ということで、屋内競技として質問をしてきました。ところが、いろんな設備の関係とか、破損とかという理由でできないという回答をいただいております。長崎のほうに問い合わせをしたところ、2カ所しかないとか、かぶとがにアリーナ、油木ですね。あと1点は、琴海の南部体育館というところがあるんですけども、そこだけだということで、その時点では断念をしたんですが、今回屋外のフットサルというところの場所が何かできそうだとところで今回質問したんですけども、専用のフットサルとここには書いておりますけども、やっぱり町民皆さんの共有財産でありますので、駐車場等にもできるように、もう左側の芝生広場みたいに柵だけというのは、ちょっと言葉、語弊になるんですけども、ただそういう環境をつくってほしいということで質問しておりますので、どうか検討をお願いしたいと思うんですか、そのところをお聞きできればと思います。

議長 長 （山口経正議員）

都市整備課長。

都市整備課 長 （道端和彦君）

さきの6月議会においても、そういう質問を受けております。この多目的広場の活用方法はどうかというときに、幾つか申し上げました。ということで、駐車場も兼用できるような方向を基本として、フットサル、ゲートボール、バスケット、そういうかれこれいろんな多目的でつくれるような形で考えていきたいということで申し上げておりました。種々関係所管と協議をして、もうしばらくするとそれが公表できるのかなという状況なんですけど、もちろんフットサルも専用というふうには考えておりませんが、兼用でできるような形で整備を今考えておるところでございます。

議長 長 （山口経正議員）

川井議員。

8番 （川井哲雄議員）

よろしく願いいたします。

では、次、大きなテーマ3、国際交流事業について質問をしていきます。

長与の国際交流協会があるということで、語学研修とか、いろんな事業をされていると思いますが、その方たちの会員の推移というのを少しお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

国際交流協会の会員でございますけども、平成24年度になりますが、一般会員が108名、学生会員が6名の合計114名で今運営しております。

以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

今の数というのが、ここ二、三年どういう傾向にあるかというのはおわかりでしょうか。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

ちなみに、平成23年度におきましては、たしか95名だったと記憶しております。その意味から、少し何人かはふえた形になっております。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、最近実施されているか、ちょっと確認をしてないんですけども、町民の方の海外研修というのは行われているのかどうかをお聞きしたいと思います。

議長 (山口経正議員)

企画課長。

企画課長 (松浦篤美君)

町民の方の海外研修というのは、国際交流協会でも語学講座を行っております。そこを受講された方が平成23年度に韓国の方に行かれたという経緯はございます。以上でございます。

議長 (山口経正議員)

川井議員。

8番 (川井哲雄議員)

それでは、2番目の姉妹都市の件についてなんですけども、今まで平成何年か、過去に何年か何も交流がなかったということで、町民の方もほとんど知らない方が多いんじゃないかという、私は感じてました。それで、この質問をする前に、所管の方に行きまして、いろいろ調べたところ、今後そう

いう対応をしていきたいなということで言われてましたが、もう早速、きのう、広報ながよの今月号の裏表紙のほうに、一面としてしっかりと載っておりましたので、やっぱりこういう周知をしてもらえれば、国際交流に関して住民の方もわかるかなということで、大変いい企画だなということを思いました。

最後になりますが、今回町長が訪問されたので、今後一層の交流に期待をしたいと思いますが、今後の交流に対しての町長の方向、あるいは考え方を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。よろしくをお願いします。

議 長 (山口経正議員)

町長。

町 長 (吉田愼一君)

実は、このアメリカに、ウェザースフィールドに行った後、実は県の中国訪問団一行が100人結成されまして、それで、私もそこに随行してまいりました。上海で、上海の夜だったんですけども、長崎に留学した中国の方々と我々の交流会があったんですよ、上海で。そのときに、シーボルト校、中国の人で長崎のシーボルト校、県立大学の、そこに留学された方の中から16名が参加をされてまして、その方々と交流をしました。やっぱり非常に長崎のことについて理解を深めていただいて、その中の一人の方は、長崎で実は働いておられました。だから、国際交流というのは、そういうものじゃないかなと私も思うんですよ。

したがいまして、今度アメリカのコネチカット州に行って、すごい歓待を実は受けたわけでありまして、ということは、逆にアメリカのほうも、コネチカット州のほうもそれを望んでおられたんだというのが非常に肌で感じました。私どももやっぱり、特にコネチカット州の隣はニューヨーク州でございます。こういったところに行って、高度ないわゆるアートのまちという感じがしたんですよ。ああいったところをやはり交流した民間の方々が行って、学生さんでも行って、そこで体験されることというのは、きっと将来の長与町のため、県のため、国のためにもなると思うんですね。

したがいまして、私はもう長与の町というのが成熟してきている町の一つになってきているんじゃないかと思うんですけども、そういった中で、多国籍のやっぱり交流によっていろんな文化が生まれてくる、こういったものを私たちも育みながら、次の世代に伝えていくと、こういったことは非常に大事ではないかということで、国際交流、そのような形の位置づけで考えていきたいというふうに考えております。

議 長 (山口経正議員)

川井議員。

8 番 (川井哲雄議員)

保育園から大学までを有する教育、文化の町、長与として、世の中のグローバル化におくれることなく、一層の国際交流が必要と思われれます。また、思います。

国際交流の充実、強化に向けて、町長の指導に大いに期待をして、私の質

議

長

問を終わります。ありがとうございました。

(山口経正議員)

これにて本日の日程は終了します。

本日はこれで散会します。お疲れさまでした。

(散会 16時01分)